

令和8年第2回  
日の出町議会定例会  
町長報告

令和8年6月15日  
日の出町

## 目 次

- 町長報告第 21 号 令和 12 年度以降の地域振興費協定に係る協議に関する覚書の締結について
- 町長報告第 22 号 エコセメント化施設基幹的設備改良工事の施工に伴う二ツ塚廃棄物広域処分場内埋立地の安全性確保及び環境配慮に関する合意書の締結について
- 町長報告第 23 号 日の出町・ノボ ノルディスク ファーマ株式会社による肥満症対策を通じた健康寿命延伸に向けた取組に関する連携協定の締結について
- 町長報告第 24 号 台風 6 号接近に伴う警戒態勢の報告について
- 町長報告第 25 号 日の出町と一般社団法人西多摩ドローン協会との包括連携協定の締結について
- 町長報告第 26 号 日の出町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
- 町長報告第 27 号 日の出町森林整備計画の樹立について

## 町長報告第21号

件名 令和12年度以降の地域振興費協定に係る協議に関する覚書の締結について

担当課 企画財政課

令和8年6月15日報告

本報告は、令和12年度以降の地域振興費協定に係る協議に関する覚書の締結について報告するものでございます。

現行の日の出町に存する廃棄物広域処分場等の管理・運営に係る日の出町に対する地域振興費に関する協定（以下「地域振興費協定」という。）につきましては、令和3年2月22日に締結し、令和11年度末をもって満了となります。

地域振興費は、日の出町内に設置された二ツ塚廃棄物広域処分場及び谷戸沢廃棄物広域処分場等、東京たま広域資源循環組合が管理・運営する施設に関し、日の出町の地域振興を図るため、地域振興費協定に基づき交付されているものであります。

この度、令和12年度以降の地域振興費協定について、令和8年度より速やかに協議着手することを双方で確認し、令和8年6月2日付けで、日の出町と東京たま広域資源循環組合との間で覚書を締結いたしましたことを報告いたします。

## 令和 12 年度以降の地域振興費協定に係る協議に関する覚書

東京都西多摩郡日の出町（以下「甲」という。）と東京たま広域資源循環組合（以下「乙」という。）は、令和 12 年度以降の「（仮称）日の出町に存する廃棄物広域処分場等の管理・運営に係る日の出町に対する地域振興費に関する協定書」（以下「協定書」という。）に係る協議について、以下のとおり確認する。

### 記

令和 12 年度以降の協定書について、現行の協定期間内の合意に向け、令和 8 年度より速やかに協議着手するものとする。

甲及び乙は、本覚書を 2 通作成し、記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 6 月 2 日

甲 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2 7 8 0 番地  
東京都西多摩郡日の出町

町 長 東 亨



乙 東京都西多摩郡日の出町大字平井 7 6 4 2 番地  
東京たま広域資源循環組合

管 理 者 阿 部 裕 行



## 町長報告第22号

件 名 エコセメント化施設基幹的設備改良工事の施工に伴う  
二ツ塚廃棄物広域処分場内埋立地の安全性確保及び環  
境配慮に関する合意書の締結について

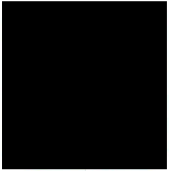
担 当 課 企画財政課

令和8年6月15日報告

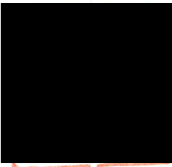

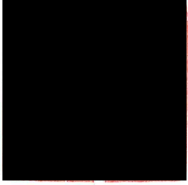
本報告は、エコセメント化施設基幹的設備改良工事の施工に伴う二ツ塚廃棄物広域処分場内埋立地の安全性確保及び環境配慮に関する合意書の締結について報告するものでございます。

令和8年3月31日付で締結いたしました、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書において、エコセメント化の期間を25年間延伸することとしており、東京たま広域資源循環組合では、今後も安全な操業を行うため基幹的設備改良工事を施工することとしております。

この基幹的設備改良工事の実施にあたり、二ツ塚廃棄物広域処分場内の埋立地に、仮設事務所等の工作物を設置する必要があることから、工事の安全性、環境への配慮、地盤の監視に関するモニタリング調査等を記述した合意書を、第22自治会・第22自治会二ツ塚処分場対策委員会との協議を踏まえ、令和8年6月2日に締結いたしましたことを報告いたします。



エコセメント化施設基幹的設備改良工事の施工に伴うニツ塚廃棄物広域処分場内埋立地の安全性確保及び環境配慮に関する合意書



## エコセメント化施設基幹的設備改良工事の施工に伴う二ツ塚廃棄物広域処分場内埋立地の安全性確保及び環境配慮に関する合意書

エコセメント化施設基幹的設備改良工事（以下「本工事」という。）の実施に伴い、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内の埋立地（以下「埋立地」という。）に設置する仮設事務所等工作物（以下「工作物」という。）の維持管理等について、東京都西多摩郡日の出町（以下「甲」という。）、東京たま広域資源循環組合（以下「乙」という。）、並びに第22自治会及び二ツ塚処分場対策委員会（以下「丙」という。）にて、埋立地の安全性を確保するとともに、「日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書」（以下「協定書」という。）を踏まえ、周辺の自然環境及び生活環境を保全し、地域住民の安全・安心な生活を持続していくために、以下のとおり合意する。

### （目的）

#### 第1条

本合意書は、本工事に伴う埋立地の地盤沈下、埋立廃棄物及び地下水への影響等に関する懸念に対し、科学的知見に基づく安全性の確認に関して必要な対応措置を定め、地域の安全・安心を確保することを目的とする。

### （対象地）

#### 第2条

本合意書における対象地は、工作物を設置する埋立地とする。

### （工事の安全性）

#### 第3条

乙は、本工事の施工に当たり、関係法令及び技術基準を遵守するとともに、実証実験及び技術的知見に基づき、埋立地の安全確保に万全を期すものとする。

### （環境への配慮）

#### 第4条

乙は、工作物により、周辺の自然環境及び生活環境に影響が生じないように、必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、必要に応じて環境監視体制の整備及び助言を行うものとする。

### （地盤に関する監視モニタリングの実施及び異常時の対応）

#### 第5条

乙は、対象地における工作物の設置工事中及び設置されている間、1週間に1回地盤に関する監視モニタリングを行うものとする。

2 乙は、前項の監視モニタリング（別紙1に定めるとおり。）により許容範囲（1mあたり6/1000m）を超えた地盤沈下、その他異常が確認された場合は、直ちに対象地に影響する全工事を中止し、速やかに甲及び丙へ報告するものとする。

3 乙は、前項の場合において、原因の調査及び必要な是正措置を講じるものとする。

4 対象地での工事を再開又は工事内容を変更する場合、乙は甲及び丙の同意を得なければならない。

(環境調査)

第6条

乙は、協定書に基づく各種環境調査を引き続き実施し、地域住民の安全・安心な生活を持続していくために、注意深くモニタリングを行っていくものとする。

2 乙は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第123条第1項に規定されている建設工事に係る努力義務の趣旨に鑑み、工作物の維持管理等に当たっては、騒音、振動、粉じんの調査(別紙2に定めるとおり。)を実施するものとする。

(情報共有)

第7条

甲及び乙は、本工事に関する情報について、丙に対し適時適切に説明を行い、透明性の確保に努めるものとする。

(協議事項)

第8条

本合意書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の三者で誠意をもって協議し、解決するものとする。

(効力)

第9条

本合意書の効力は、甲、乙及び丙が署名又は記名押印した日から生じるものとし、工作物が撤去されるまでとする。

本合意の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ1通を保有する。

令和8年6月2日

甲 東京都西多摩郡日の出町

町長 東

乙 東京たま広域資源循環組合

管理者 阿部 裕

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会

会長 森谷

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会二ツ塚処分場対策委員会

委員長 宮岡

第5条

<目

対

そ

り

<実

仮

<実

測

<実

測

範

測

<実

第 5 条 第 2 項 仮設 A 区・B 区 埋立地内監視モニタリング

< 目 的 >

対象地における工作物の設置及び運用に伴い、地盤沈下、その他異常がなく安全であることを確認するため、監視モニタリング（実測）を行う。

< 実施個所 >

仮設 A 区及び B 区

< 実施方法 >

測量器具（トータルステーション等）を用いた実測とする。

< 実施内容 >

測点配置図に示した各測点を実測し、各断面の変動値が許容範囲内であることを確認することで埋立地の安全を立証する。測量頻度は(1回/週)とし、測量成果簿を作成し保管する。

< 実施期間 >

開始時期 令和 8 年 8 月中旬（アスファルト舗装後）

終了時期 令和 1 3 年 3 月末（仮設運用終了まで）

第 6 条 第 2 項 環境調査

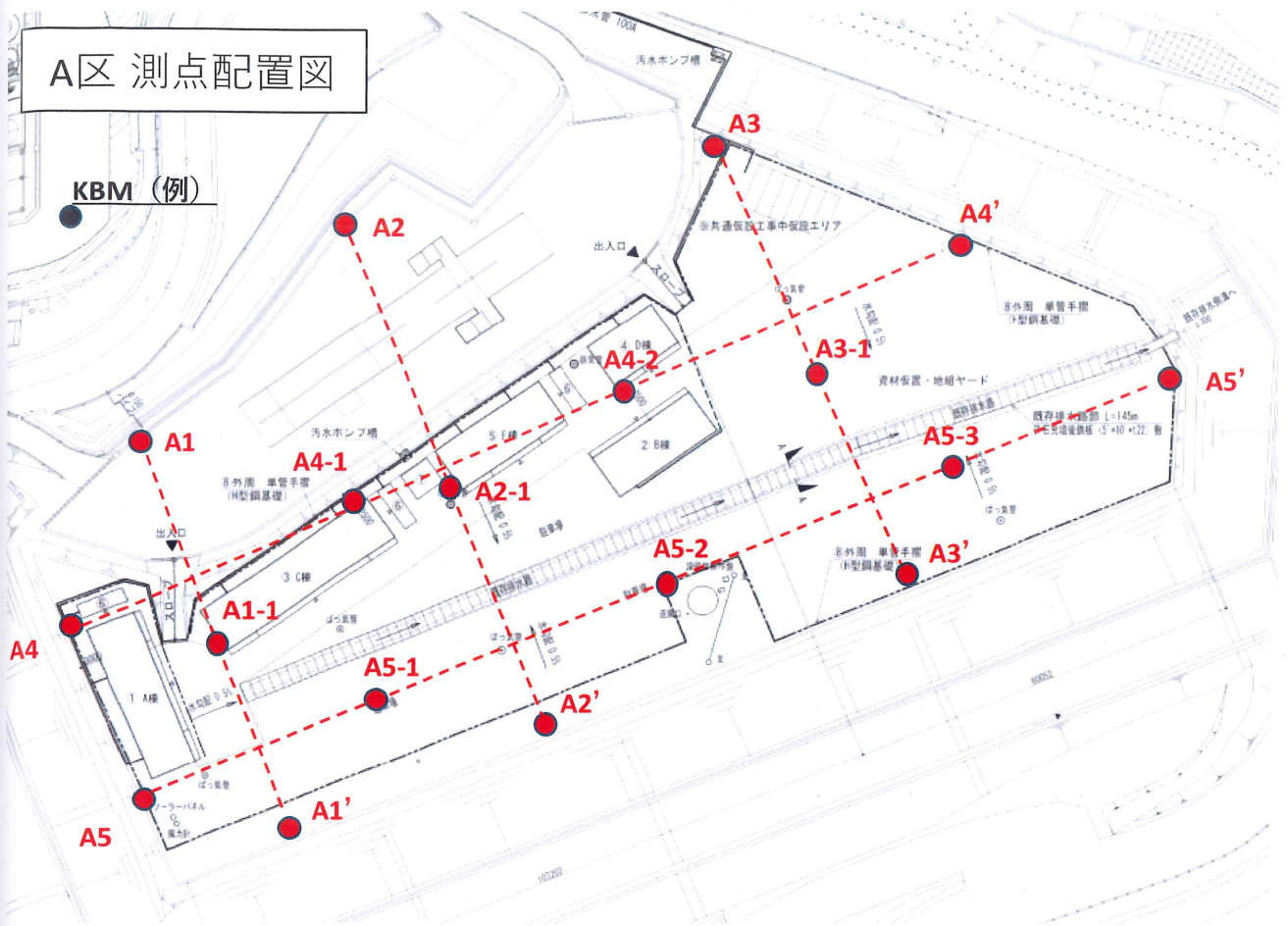
調査内容	調査箇所	調査頻度		管理目標値
騒音	二ツ塚処分場 ゲート	7時～19時	7時～19時の間 に1日1回	80dB ※1
		上記時間以外	上記時間以外に 1日1回	45dB ※2
振動	二ツ塚処分場 ゲート	7時～19時	7時～19時の間 に1日1回	65dB ※1
		上記時間以外	上記時間以外に 1日1回	55dB ※2
粉じん	仮設B区敷地 境界（洗浄テ ント周辺）	1日2回		2mg/m <sup>3</sup> 以下 ※3

- ※1 今回の改良工事では、環境確保条例第125条の指定建設作業（くい打作業等）に該当する作業を行いませんが、安全性を担保するために前述の条例にある基準値を管理目標値として準用
- ※2 夜間については、公害防止細目協定の基準値を準用
- ※3 厚生労働省の「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を準用

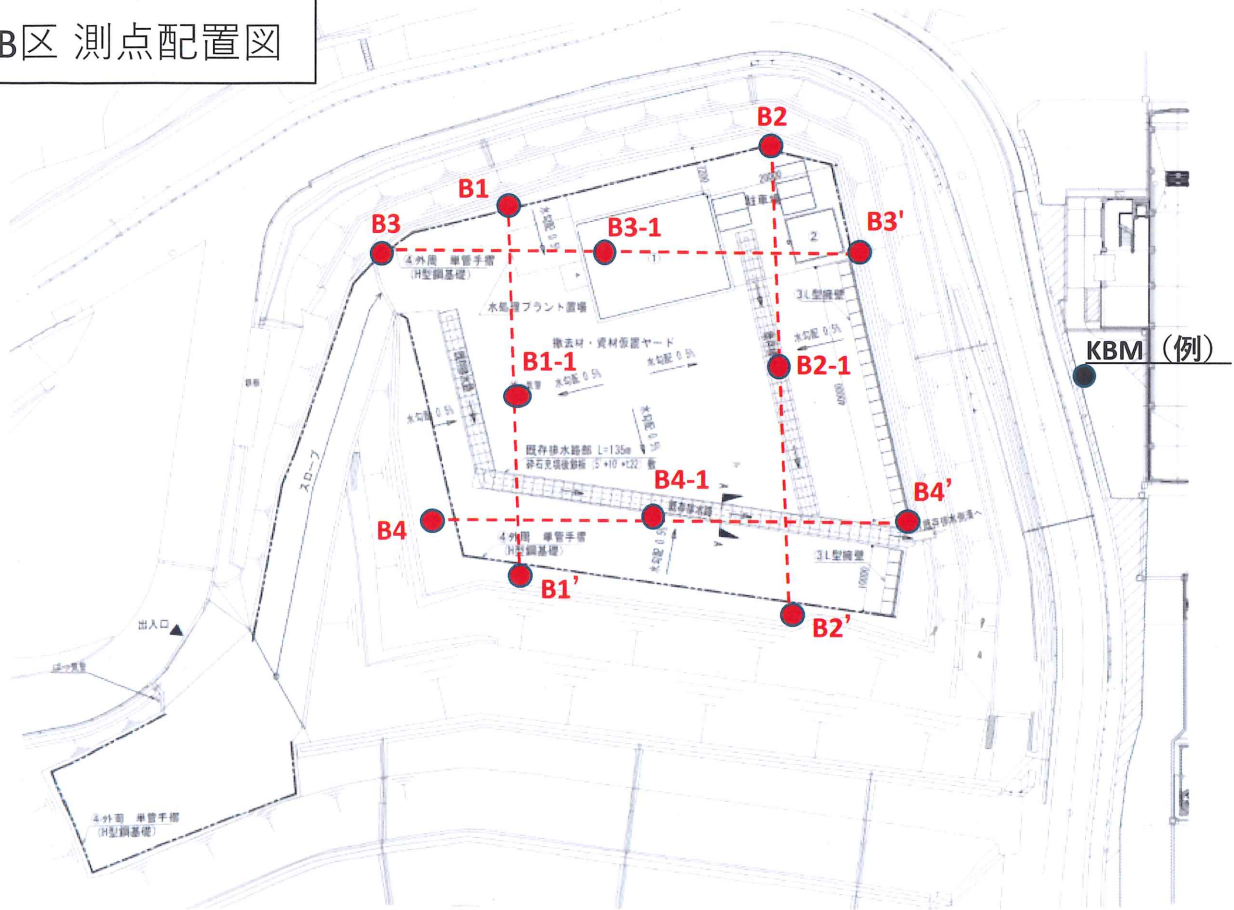
（参考）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
（建設工事等に係る遵守事項）

第123条 建築物その他の施設等の建設（土地の造成を含む。）、解体又は改修の工事を行う者は、当該工事に伴い発生する騒音、振動、粉じん又は汚水（公共用水域に排出するものに限る。以下この節において同じ。）により、人の健康又は生活環境に障害を及ぼさないよう努めなければならない。

A区 測点配置図



B区 測点配置図



### A区

測点	高さ(m)	実測高さ(m)
KBM	100.000	100.000
A1		
A1-1		
A1'		
A2		
A2-1		
A2'		
A3		
A3-1		
A3'		
A4		
A4-1		
A4-2		
A4'		
A5		
A5-1		
A5-2		
A5-3		
A5'		

断面	点間距離 (m)	変動許容範囲 (m)	実測変動値 (m)	判定
A1 - A1-1				
A1-1 - A1'				
A2 - A2-1				
A2-1 - A2'				
A3 - A3-1				
A3-1 - A3'				
A4 - A4-1				
A4-1 - A4-2				
A4-2 - A4'				
A5 - A5-1				
A5-1 - A5-2				
A5-2 - A5-3				
A5-3 - A5'				

### B区

測点	高さ(m)	実測高さ(m)
KBM	200.000	200.000
B1		
B1-1		
B1'		
B2		
B2-1		
B2'		
B3		
B3-1		
B3'		
B4		
B4-1		
B4'		

断面	点間距離 (m)	変動許容範囲 (m)	実測変動値 (m)	判定
B1 - B1-1				
B1-1 - B1'				
B2 - B2-1				
B2-1 - B2'				
B3 - B3-1				
B3-1 - B3'				
B4 - B4-1				
B4-1 - B4'				



## 町長報告第23号

件 名 日の出町・ノボ ノルディスク ファーマ株式会社による肥満症対策を通じた健康寿命延伸に向けた取組に関する連携協定の締結について

担 当 課 町民課

令和8年6月15日報告

日の出町国民健康保険は、被保険者の健康づくりを社会全体で取組むため、民間企業等との連携協定を推進しています。

このたび、肥満症に起因した健康障害の改善と生活習慣病の発症予防を目的として、令和8年6月2日、日の出町役場において、糖尿病及び肥満症領域で世界有数の製薬会社である ノボ ノルディスク ファーマ株式会社との協定締結について報告するものでございます。

協定に基づく具体的な取組といたしましては、国民健康保険の特定健康診査の結果、肥満症の疑いのある方のうち、事業への参加を希望された方を対象に、看護師及び管理栄養士による保健指導及び医療機関への受診勧奨を行うものです。

現在、全国の約6割の自治体では、肥満症の専門医療機関が自治体内にない状況にあります。これは、治療が必要な方が適切な診断・治療につながる上で、地域間格差となりうる可能性があります。

こうした状況に対し、二次医療圏内における連携を強化することで、適切な肥満症治療へのアクセスモデルを構築する取組となります。

日の出町国民健康保険は、今後も被保険者の健康増進に向け、先進的な取組を図ってまいります。

日の出町・ノボ ノルディスク ファーマ株式会社による  
肥満症対策を通じた健康寿命延伸に向けた取組に関する連携協定

日の出町（以下「甲」という。）とノボ ノルディスク ファーマ株式会社（以下「乙」という。）は、日の出町内における肥満症対策を通じた健康寿命延伸に向けた取組を、相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に第2条に定める連携・協力をを行うことを通じて、甲における肥満症対策事業の構築及び健康寿命延伸を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について連携・協力する。

- （1）肥満症対策の構築に関すること
- （2）健康・医療のデータを活用すること
- （3）医療政策の動向や全国の先進事例等の情報を共有すること
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要なこと

2 前項の規定による連携・協力の実施時期、実施方法等、本協定に関する相互の情報提供については、甲乙間で協議して定めるものとする。

3 甲及び乙は、本協定に基づく各取組が、乙の製品の販売促進、その他甲と乙との取引関係を獲得し、維持し、又はそれらの見返りとする目的で実施されるものではないことを確認する。

4 甲及び乙は、本条に定める事項の一部を、相手方の承諾の上、第三者に委託することができるものとする。  
（定期協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の在り方及び相互の役割の明確化その他前条第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、本協定に基づき実施した取組及び最新の情報等について、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密及び個人情報について、この協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、目的外に利用し、又は相手方の承諾なしに、第三者に開示、その一切について他に漏えいしてはならない。

（権利の帰属）

第5条 本協定に基づく連携により生じた知的財産権（本協定の有効期間の満了後に生じたものを含む。）については、原則として甲及び乙の共有とし、その持分については、別途両者協議の上決定するものとする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中、本協定に基づく連携により生じた著作物について、本協定の目的の範囲内に限り、その相手方が共同著作権を行使することに同意する。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。尚、更新した場合も最長を令和12年3月31日までとする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出た時は、甲乙間で協議の上、本協定の変更又は解除を

行うものとする。ただし、解除の申出については、有効期間満了の1か月前までに行うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第8条 甲及び乙は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと、及び今後も次の各号のいずれにも該当せず、またいずれかに該当する行為を行わないことを表明・保証する。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと（但し、反社会的勢力でなくなってから5年が経過している場合は除く。）

（2）反社会的勢力と密接な関係を有する（反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係をいい、暴力団周辺者や共生者等であること、すなわち、反社会的勢力に協力し、又は反社会的勢力を利用する関係にあることを含むがこれらに限られない。）こと、又は有していたこと（但し、当該密接な関係が解消されてから5年が経過している場合は除く。）

（3）反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又は経営に反社会的勢力が関与していること

（4）相手方当事者に対して、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと

（5）直接又は第三者を介して、相手方当事者についての風説を流布し又は相手方当事者に対して偽計若しくは威力を用いて、信用を毀損し又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと

（6）反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

2 甲及び乙は、前項に対する違反が判明した場合、又は違反が生じるおそれがある場合、直ちにその旨を相手方当事者に書面で報告するものとする。

3 甲及び乙は、相手方当事者が第1項の規定に違反した時は、第6条の規定にかかわらず、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本協定を解除することができる。

4 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また、解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年6月2日

甲 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

日の出町長

東 亨

乙 東京都千代田区丸の内2-1-1

ノボ ノルディスク ファーマ株式会社

代表取締役社長

小谷 啓輔

## 町長報告第24号

件 名 台風6号接近に伴う警戒態勢の報告について  
担 当 課 協働推進課

令和8年6月15日報告

本報告は、台風6号が令和8年6月3日未明から当日夕方に掛けて東京地方に接近したことにより、日の出町地域防災計画に基づく警戒態勢で活動しましたので、報告するものでございます。

先日の台風6号の接近では、2日午後4時に、警戒態勢を敷き、気象庁などからの情報収集に努め町民の皆様の安全を第一に、小中学校の臨時休校をはじめ、公共施設の休館、高齢者外出支援バスの運休などを機関決定するとともに、自主避難所の開設準備に着手し、町民の皆様への周知徹底に努めたところでございます。

その後、東京地方に大雨注意報が発表されたことを受け、3日未明の午前1時に職員に役場参集を発令し、刻々と変化する天候状況に応じ避難所班と現地調査班を中心に3日午後5時30分まで16時間にわたり全庁を挙げて台風の警戒にあたりました。

今回の台風は、新たな防災気象情報の運用となって初めてのものであり、一つひとつ確認しながらの対応となりました。

6月7日には、関東地方の梅雨入りも発表されました。引き続き気を緩めることなく、災害対応の実践を重ねる中で、ハード・ソフト両面での改善を重ねながら防災対策の強化を図ってまいります。

台風6号接近に伴う警戒態勢の報告について

日	時 間	項 目	内 容
2日	16:00	町長筆頭に町管理職以上で組織する警戒態勢【第1回会議】	台風の概要及び今後の態勢
		防災行政無線放送	自主避難所開設のお知らせ
	17:00	お知らせメール及びSNS配信	〃
	18:00	自主避難所「開設」 お知らせメール及びSNS配信	自主避難所開設しました
3日	0:08	大雨及び土砂災害注意報「発令」	
	1:00	町長筆頭に町管理職以上で組織する警戒態勢「管理職招集(役場待機)」	役場待機
	6:00	【第2回会議】	台風の概要及び今後の態勢
	10:10	町長筆頭に町管理職以上で組織する警戒態勢【第1回町内パトロール】	1班3名により4班構成で巡回
	11:30	町長筆頭に町管理職以上で組織する警戒態勢【第3回会議】	台風の概要、町内パトロールの報告及び今後の態勢
	14:15	町長筆頭に町管理職以上で組織する警戒態勢【第2回町内パトロール】	1班3名により4班構成で巡回
	14:28	大雨及び土砂災害注意報「解除」	
	15:00	防災行政無線放送及びお知らせメール及びSNS配信	自主避難所閉鎖のお知らせ
	17:00	自主避難所「閉鎖」	
	17:15	町長筆頭に町管理職以上で組織する警戒態勢【第4回会議】	台風の概要、町内パトロールの報告
	17:30	町長筆頭に町管理職以上で組織する警戒態勢「解散」	

◆職員体制：総数62名

◆自主避難所：グリーンプラザ、やまびこホール

◆自主避難者：0名

◆町内パトロール：①10:10～11:45 ②14:15～16:10

長井地区の太陽光発電施設及び、玉の内地区の不適切盛土の現場については土砂の流出や法面の崩落は見受けられませんでした。

また、家屋への浸水被害、道路冠水による通行止めもありません。

大久野地域において倒木が3件ありましたが、いずれも小規模のため職員による撤去で対応しました。

そのほか、落ち葉や土砂の堆積により、道路側溝の水が溢れる場所が数か所ありましたが、その場の作業により解消しております。

以上のとおり、報告申し上げます。

## 町長報告第25号

件 名 日の出町と一般社団法人西多摩ドローン協会との包括連携協定の締結について

担 当 課 協働推進課

令和8年6月15日報告

本報告は、日の出町と一般社団法人西多摩ドローン協会との間で、令和8年6月11日に包括連携協定を締結いたしましたので、報告するものでございます。

近年のドローン技術は、防災・インフラ点検・物流・観光・教育など様々な分野で活用が進んでおり、自治体においても地域課題解決の有効な手段として期待されています。

日の出町の豊かな自然環境や中山間地域を有する地域特性を踏まえ、第6次長期総合計画の重点目標に掲げる「新時代のインフラ整備とAI・デジタルなど新技術の徹底活用」に寄与する技術として、お互いの人材を活用し、災害対応力の強化、教育・人材育成、地域活性化など、地域課題の解決を図ってまいります。

日の出町と一般社団法人西多摩ドローン協会との包括連携協定書

日の出町(以下「甲」という。)と一般社団法人西多摩ドローン協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲および乙が連携することにより、それぞれの有する資源を有効に活用し、災害対応力の強化と地域課題の解決を図ることを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項(以下「連携事項」という。)について、連携して取り組むものとする。

- (1) 防災・災害対策に関すること。
- (2) ドローン教育に関すること。
- (3) 地域イベント等への参加および協力に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

2 甲および乙は、連携事項を効果的に実施するため、取組の具体的な内容について、別途甲乙協議の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第4条 甲および乙のいずれかが、本協定の解約を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の解約を行うことができるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第5条 甲および乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。)と関係を持たないことを約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いた信用毀損または業務妨害
- (3) その他前2号に掲げる行為に類似するもの

3 甲および乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知をすることなくただちに本協定を解除することができる。

(秘密保持)

第6条 甲および乙は、第2条第2項の規定による連携事項の協議およびその決定した内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、当該相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示または漏えいをしてはならない。

2 甲および乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲または乙から書面により特段の申出がない場合、同一の内容で本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(遵守事項)

第8条 甲および乙は、本協定のほか、関係法令(条例および規則を含む。)を遵守するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、双方が署名して、各自がその1通を所持するものとする。

令和8年6月11日

甲 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

日の出町

代表者 日の出町長

東 亨

乙 東京都青梅市二俣尾3丁目843番地

一般社団法人 西多摩ドローン協会

代表者

須田 晶子

## 町長報告第26号

件名 日の出町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

担当課 健康推進課

令和8年6月15日報告

本報告は、日の出町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について報告するものでございます。

日の出町では、国や東京都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成27年3月に「日の出町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等対策を推進してまいりました。

その後、令和6年7月に国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、令和7年5月に東京都の「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」がそれぞれ改定されたことを受け、現行計画の抜本的な見直しを行い、策定したものでございます。

策定にあたりましては、新型コロナウイルス感染症への対応で積み重ねた知見や経験を反映させた上で、日の出町医師会からの意見聴取も行い、専門的知見に基づくご意見を反映させております。

本計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施してまいります。

# 日の出町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年5月

日の出町



# 目次

はじめに .....	1
第1部 基本的な考え方 .....	2
第1章 計画の基本的な考え方 .....	2
第2章 対策の目的等 .....	4
第1節 対策の目的 .....	4
第2節 対策実施上の留意点 .....	5
第3節 対策推進のための役割分担 .....	8
第3章 発生段階等の考え方 .....	11
第4章 対策項目 .....	13
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....	16
第1章 実施体制 .....	16
第1節 準備期 .....	16
第2節 初動期 .....	17
第3節 対応期 .....	17
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	19
第1節 準備期 .....	19
第2節 初動期 .....	21
第3節 対応期 .....	23
第3章 まん延防止 .....	25
第1節 準備期 .....	25
第2節 初動期 .....	25
第3節 対応期 .....	26
第4章 ワクチン .....	28
第1節 準備期 .....	28
第2節 初動期 .....	32
第3節 対応期 .....	36
第5章 保健 .....	40
第1節 準備期 .....	40
第2節 初動期 .....	40
第3節 対応期 .....	41
第6章 物資 .....	42
第1節 準備期 .....	42
第2節 初動期 .....	42
第3節 対応期 .....	43

第7章	住民生活及び経済活動の安定の確保 .....	44
第1節	準備期 .....	44
第2節	初動期 .....	45
第3節	対応期 .....	46
第3部	町政機能を維持するための町の危機管理体制.....	49
第1章	町における危機管理体制.....	49
第2章	町政機能の維持 .....	54
用語集.....	.....	56

## はじめに

### 【日の出町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）<sup>1</sup>（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、日の出町（以下「町」という。）は、国・東京都（以下「都」という。）・近隣市町村等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、町民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の日の出町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんて持続可能な都市の実現を目指すものである。

町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

### 【町行動計画の改定概要】

町では、国や都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成27（2015）年3月に「日の出町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等対策を推進してきた。

今般、令和6（2024）年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、令和7（2025）年5月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「東京都行動計画」という。）が抜本改定となったことを受け、町においても、町行動計画の抜本改定を行うものである。

---

1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

# 第1部 基本的な考え方

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 根拠

町行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

なお、町行動計画の策定に際しては、日の出町第六次長期総合計画や日の出町地域防災計画など、関連する計画等との整合性を図る。

### 2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

町行動計画の対象とする感染症は、次の3つである。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

### 3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、町における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、都、町、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び町民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 町の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会的状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指す。
- (4) 新型インフルエンザ等への対策と併せて、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や町民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

#### **4 計画の推進**

- (1) 町行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高める。

#### **5 計画の改定**

町行動計画は、今後の政府行動計画及び東京都行動計画等の見直しを踏まえ、随時改定を行う。

## 第2章 対策の目的等

### 第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。長期的には、町民の多くが罹患するものだが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供の許容量を超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることになる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

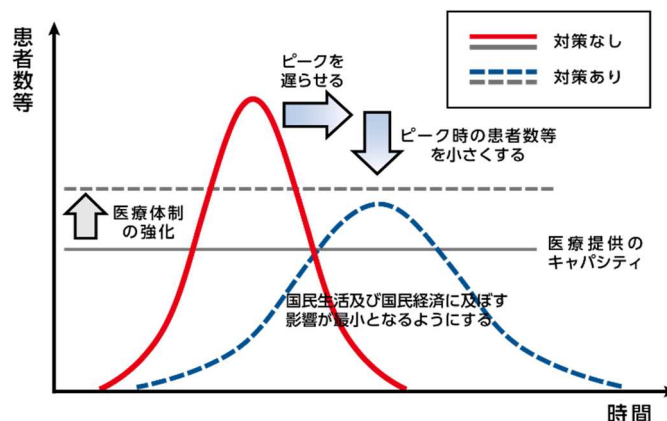
これらのことから、以下の2点を対策の目的とする<sup>2</sup>。

- 1 感染拡大の抑制、町民の生命及び健康の保護
- 2 住民生活及び経済活動に及ぼす影響の最小化

#### 1 感染拡大の抑制、町民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

## 2 住民生活及び経済活動に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による住民生活及び経済活動への影響を軽減する。
- (2) 住民生活及び経済活動の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 第2節 対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は町行動計画に基づき、国、都、他区市町村・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策<sup>3</sup>を的確かつ迅速に実施する。この場合において、次の点に留意する。

#### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理、リスクコミュニケーション<sup>4</sup>等の備え  
将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (2) 迅速な初動の体制整備  
初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を確認した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。
- (3) 関係者や町民等への普及啓発等を通じた不断の点検や改善

<sup>3</sup> 特措法第2条第2号に規定する新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。

<sup>4</sup> リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### (4) 迅速かつ効率的な情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策所管部署の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と都及び他市町村との円滑な連携等を図るため、DXの推進、都や他市町村との共同によるシステム開発・調達など、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備を進める。

## 2 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及させ、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、町民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、国や都がまん延防止等重点措置<sup>5</sup>や緊急事態措置<sup>6</sup>等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、町も協力して、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

## 3 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等により、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないことに留意する<sup>7</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

5 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下同じ。

6 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。以下同じ。

7 特措法第5条

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### 5 関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部、都対策本部<sup>8</sup>及び町対策本部<sup>9</sup>は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

都は、町から新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととする。<sup>10</sup>

#### 6 高齢者支援施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等<sup>11</sup>における対応

感染症危機における高齢者支援施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### 7 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保及び自宅療養者等の対応など体制の強化等に努めていく。また、発災時には、都や他市町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を行う。

#### 8 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

---

8 特措法第 22 条

9 特措法第 34 条及び日の出町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 18 号。以下「対策本部条例」という。）

10 特措法第 24 条第 1 項及び第 36 条第 2 項

11 入所系施設及び多くの者が共同で生活する施設等の、利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

### 第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、町、医療機関、事業者、町民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、町一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、医療の提供や住民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

#### 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>12</sup>。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>13</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>14</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>15</sup>（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>16</sup>（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>17</sup>（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

12 特措法第3条第1項

13 特措法第3条第2項

14 特措法第3条第3項

15 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催

16 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催

17 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

## 2 都の役割

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C A サイクルに基づき改善を図る。

## 3 町の役割

平時から、町内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、住民に最も近い行政単位として、町民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う町民の生活支援、高齢者や障害者等の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。また対策の実施に当たっては、都や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## 4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等<sup>18</sup>の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

---

18 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第 2 条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材

## 5 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>19</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 6 登録事業者の役割

特定接種<sup>20</sup>の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>21</sup>。

## 7 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>22</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## 8 町民の役割

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>23</sup>。

---

19 特措法第3条第5項

20 特措法第28条第3項に規定する特定接種をいう。以下同じ。

21 特措法第4条第3項

22 特措法第4条第1項及び第2項

23 特措法第4条第1項

## 第3章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

### 2 各段階の概要

#### （1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、町民に対する啓発や町・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

#### （2）初動期

国において、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、都の対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

#### （3）対応期

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

< 発生段階及び各段階の概要 >

段階	区分の説明	概要
準備期	発生前の段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、町民に対する啓発や町・事業所による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。</li> </ul>
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</li> </ul>
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府対策本部の設置後、都内・町内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</li> </ul>
	病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</li> </ul>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化される必要が生じる可能性も考慮する。）。</li> </ul>
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</li> </ul>

## 第4章 対策項目

### 1 主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び経済活動の安定の確保

### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### ① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康、住民生活及び経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や町民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、住民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

## ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

## ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、町としても、都が実施する緊急事態措置やまん延防止等重点措置等の対応を踏まえ、適切に対応していくことが重要である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

## ④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。町は、医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、町においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じる。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑦ 住民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、町は国や都と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、住民生活及び経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

#### 1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び東京都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

#### 1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、政府行動計画及び東京都行動計画に基づき町行動計画を作成・変更する<sup>24</sup>。その際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する<sup>25</sup>。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる町職員等の養成等を行う。

#### 1-3. 国及び都等の連携の強化

- ① 国、都、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、都、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

24 特措法第8条第1項

25 特措法第8条第7項

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期等における検討等に基づき、必要に応じて日の出町感染症危機管理連絡会議を開催し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合<sup>26</sup>や都が都対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>27</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>28</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### <目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに住民生活及び経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

26 特措法第15条

27 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

28 特措法第70条の2第1項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する区市町村は、地方債を発行することが可能。

### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>29</sup>を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める<sup>30</sup>。

#### 3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援<sup>31</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>32</sup>し、必要な対策を実施する。

### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

#### 3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する<sup>33</sup>。町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>34</sup>。

### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する<sup>35</sup>。

---

29 特措法第26条の2第1項

30 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

31 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

32 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する区市町村は、地方債を発行することが可能。

33 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、区市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能。

34 特措法第36条第1項

35 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー<sup>36</sup>を高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

##### 1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

町は、都と連携して、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や高齢者・障がい者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供・共有を行う。<sup>37</sup>これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町は、東京都や保健所、関係機関と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。

36 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環

37 特措法第13条第1項

### 1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する<sup>38</sup>。

### 1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

町は、健康危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>39</sup>の問題が生じ得ることから、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

## 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

町は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

### 1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 町は、都と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 町として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。

### 1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

---

38 特措法第13条第2項

39 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、迅速にわかりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、患者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

## 2-1. 情報提供・共有

### 2-1-1. 町における情報提供・共有

- ① 町は、都・保健所と連携して、感染症の発生状況及び感染対策等について、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、町は、町が伝えたい情報等を町民等と正しく共有できるよう、分かりやすいメッセージを発信する。
- ② 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- ③ 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて町長コメントを発表するなどし、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。
- ④ 町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ⑤ 町は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、町民等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。
- ⑥ 町は、都が感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトを開設した際は、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、町民等への情報提供・共有を行う。
- ⑦ 町は、町や都の対応や発表した内容等について、町民等が分かりやすく入手できるようにするため、町ホームページに集約して掲載する。

### 2-1-2. 都と町の間における感染状況等の情報提供・共有

- ① 町は、都からの情報提供・共有の依頼を受けた場合は、その内容を町民等へ情報提供・共有する。
- ② 町は、都と連携して、学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。
- ③ 町は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

### 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に町民等に情報提供・共有する。

また、町は、国や都と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。

### <目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で国・都から提供されている科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速にわかりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

### 3-1. 情報提供・共有

#### 3-1-1. 町における情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で国・都から提供されている科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、町民等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- ② 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて町長コメントを発表するなどし、予防策の徹底などを呼び掛ける。
- ③ 町は、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

### 3-1-2. 都と町の間における感染状況等の情報提供・共有

- ① 町は、都が関係部局等の情報を集約の上、総覧できる特設サイトを開設した場合には、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、町民等への情報提供・共有を行う。
- ② 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、都と連携して、情報提供・共有を行う。

## 3-2. 基本的方針

### 3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、町は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

### 3-2-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではないことや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、町民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら、町民等に情報提供・共有する。
- ② 町は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を町民等に提供・共有する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、都が整備する相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ② 公共交通機関については、都が周知する運行に当たっての留意事項等を踏まえつつ、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等を行うことが想定される。

### 第2節 初動期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

#### 2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、国や都と相互に連携し、町内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症状時の対応指導等）の確認を進める。  
また、町は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と相互に連携し、適切に対応する。
- ② 町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### <目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、町内の感染状況を踏まえた上で、国等が準備期で検討した指標やデータ等も活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、住民生活や経済活動への影響の軽減を図る。

### 3-1. 町民等に対する要請

#### 3-1-1. 基本的な感染対策に係る要請等

町は、都の取組状況等を踏まえ、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を要請する。

### 3-2. 事業者や学校等に対する要請

#### 3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

都が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等を要請した場合は、これに協力する。

### 3-3. 学校等における対応

#### 3-3-1. 町立学校

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、都の「学校危機管理マニュアル」を踏まえつつ、町教育委員会が定める方針やマニュアルに基づき、学校医や管轄保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。
- ② 新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。
- ③ 患者等の集団発生がみられた場合は、保健所及び東京都に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講ずる。
- ④ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講

ずる。さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての町立学校の閉鎖について検討する。

### 3-3-2. 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

### 3-3-3. 学級閉鎖・休校等の要請

都が、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請した場合は、これに協力する。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、住民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液・輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<b>【文房具類】</b> <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

## 1-3. 接種体制の構築

### 1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち医療の提供の業務及び国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- ② 特定接種の対象となり得る町職員については、町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

### 1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア） 町は、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>40</sup>。

- a 町は、住民接種については、厚生労働省及び都の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数

---

40 予防接種法第6条第3項

- ii 町の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、都及び町や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する町民への周知方法の策定

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、社会福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉総務課・高齢介護課と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種又は個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図る。
  - d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも検討する。
- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
  - (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## 1-4. 情報提供・共有

### 1-4-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy<sup>41</sup>」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

### 1-4-2. 町における対応

町は定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなる。都は、こうした町の取組の支援を行う。

---

41 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO : The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

### 1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

健康推進課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び他の部局との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康推進課は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて就学時の健康診断<sup>42</sup>及び児童生徒等の健康診断<sup>43</sup>の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

## 1-5. DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### <目的>

準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

## 2-1. 接種体制

### 2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

42 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断をいう。

43 学校保健安全法第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断をいう。

## 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

## 2-3. 接種体制

### 2-3-1. 特定接種

町は、国が示す新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。

### 2-3-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制を確保する。
- ③ 住民接種の実施に必要な業務の洗い出し、各業務の必要人員・担当部門の割り当て及び人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務シフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。  
その際は、住民接種の円滑な推進を図るため、調整を要する施設等及びその被接種者数の把握、接種に必要な医療従事者の確保等について、都の保護施設担当部局及び福祉事務所、福祉総務課と健康推進課が連携し行う。また、集団的な接種会場の管理・運営や集団的な接種業務を積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は町医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、町医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、都による大規模接種会場の開設状況等の情報収集に努めながら、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は都の介護保険部局等、町医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要であるため、適切な手続きを速やかに行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠を考慮した上で、必要な医療従事者数を算定する。
- （具体的な医療従事者等の数の例：予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとし、その他に接種後の状態観察を担当する看護師等を1名、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などを担当する事務職員等が数名）<sup>44</sup>
- ⑨ 接種会場において、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際などのための救急処置用品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等）について、町医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、適切に管理する。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、都医師会や東京消防庁の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。
- アルコール綿、医療廃棄物容器等については、町医師会や関係機関、医療資材会社等の協力を得ながら、原則として全て町が準備する。具体的な必要物品については、下表を参考に、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

---

44 出典：内閣感染症危機管理統括庁作成「市町村行動計画作成の手引き」

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	<b>【文房具類】</b>
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b>
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物については、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談するとともに、保管場所の周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板（表示は縦横それぞれ60cm以上とする）を掲げる等の必要な措置を講じるなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。
- ⑪ 集団的な接種会場については、感染予防の観点から、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう可能な限り広さを確保するとともに、レイアウトに関しては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくるような経路の設定、予診票の記入や予診により流れが滞ることがないような配置等について配慮する。また、要配慮者が不便なく接種できるように準備を行う。

### <目的>

町は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が都内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（予防接種（ワクチン）に関するガイドライン）第3章を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの接種に必要な資材の供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

### 3-2. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

#### 3-2-1. 特定接種

##### 3-2-1-1. 町職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づ

き、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-2-2. 住民接種

#### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合には、訪問等の方法による接種を検討する。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### 3-2-2-4. 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、町は、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき国及び都に進達する。また、厚生労働大臣に給付が認定された場合には、被接種者に適切に給付を行う。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた区市町村とする<sup>45</sup>。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

## 3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

### 3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

---

45 予防接種法第15条第1項

### 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
  - c 接種の時期、方法<sup>46</sup>など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

---

46 特措法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、政府対策本部が対象者及び期間を定める。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### <目的>

町は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や町民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

#### 1-1. 多様な関係機関との連携体制の構築

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用し、平時から都、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

#### 1-2. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する<sup>47</sup>。

### 第2節 初動期

#### <目的>

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

町は、町民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

#### 2-1. 住民への情報提供・共有の開始

国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けのコールセンターの設置等を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築す

47 特措法第13条第2項

るとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

### 第3節 対応期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、都及び町が、健康危機対処計画や地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### 3-1. 主な対応業務の実施

##### (1) 健康観察及び生活支援

- ① 町は、都が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

#### 3-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民の理解を深めるため、町民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、備蓄の推進等<sup>48</sup>の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>49</sup>

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>50</sup>。  
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>51</sup>。
- ② 消防機関は、国及び都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

### 第2節 初動期

#### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、町は、都が実施する有事に必要な感染症対策物資等の確保に協力する。

#### 2-1. 円滑な供給に向けた準備

医療機関等は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。

48 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

49 ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

50 特措法第10条

51 特措法第11条

### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、町は、都が実施する感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等による、感染症対策物資等の確保に協力する。

### 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認等

医療機関等は、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認する。また、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。

## 第7章 住民生活及び経済活動の安定の確保

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により住民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、都が実施する必要な準備に対する情報提供等に協力するほか、体制の整備を進める。

#### 1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄<sup>52</sup>

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>53</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>54</sup>。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

52 ワクチンの接種に必要な資材等の備蓄については、第4章の記載を参照

53 特措法第10条

54 特措法第11条

#### 1－4．生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>55</sup>等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

#### 1－5．火葬体制の構築

町は、都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

### 第2節 初動期

#### <目的>

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等に必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、住民生活及び経済活動の安定を確保に努める。

#### 2－1．住民生活への配慮

- ① 町は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染防止対策を段階的に実施する。
- ② 町は、町の施設における感染防止対策の段階的な実施や施設の利用縮小・休止の検討、及び町が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施やイベントの中止・延期の検討を行う。
- ③ 町は、町への届出・申請等について、対面での機会を減らすよう検討するなどの必要な対応の準備を行う。
- ④ 町は、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。

#### 2－2．遺体の火葬・安置

町は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

55 要配慮者への対応については、P 3 8 【(抜粋) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P 2 1-2 3 「(参考) 要配慮者への対応」】を参照

### <目的>

町は、国及び都と連携し、準備期での対応を基に、住民生活及び経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、住民生活及び経済活動の安定の確保に努める。

### 3-1. 住民生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>56</sup>等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>57</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、住民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

56 要配慮者への対応については、P 3 8 【(抜粋) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P 2 1-2 3 「(参考) 要配慮者への対応」】を参照

57 特措法第 45 条第 2 項

- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、都と連携して適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>58</sup>。

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 町は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ④ 町は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都道府県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う<sup>59</sup>。

---

58 特措法第 59 条

59 特措法第 56 条

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2. 住民生活及び経済活動の安定に関する措置

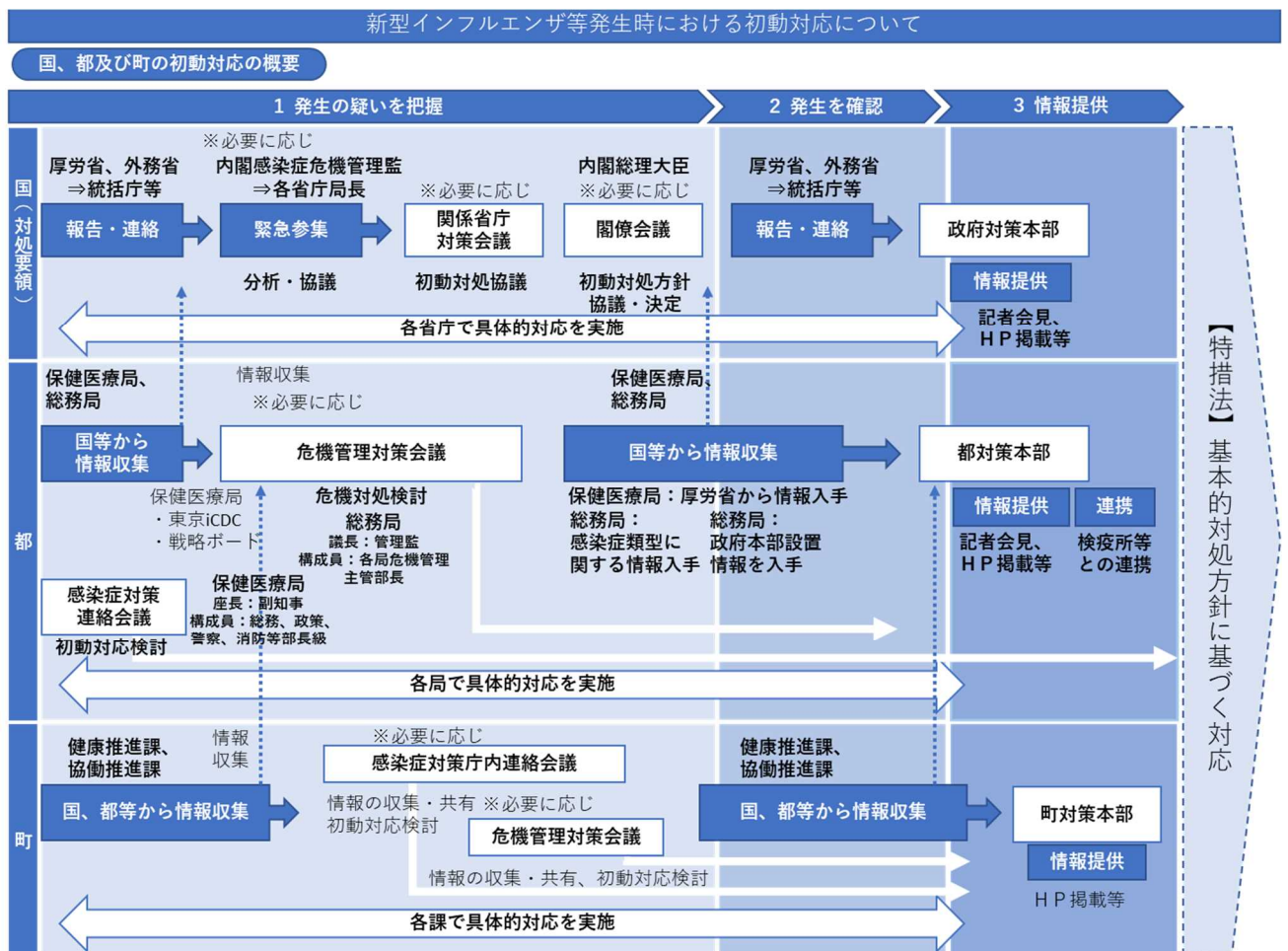
町は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じることを把握する。また、町で実施する下水道事業、ごみ収集事業等、生活に必要な事業を継続しつつ、町関連事業の休止、施設の貸し出し中止など、状況に応じた対応を行う。

# 第3部 町政機能を維持するための町の危機管理体制

## 第1章 町における危機管理体制

### 1 町の初動対応

町は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに全庁的な初動体制を立ち上げる。町は、町民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、町行動計画及び政府の「新型インフルエンザ等発生時等における初動対応要領」等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対処方針や都の対応に基づき町対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。



## 2 町対策本部の概要

特措法により、緊急事態宣言がされたときは、町においても、直ちに日の出町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 18 号）に基づく町対策本部を設置する。

この条例に基づき、町対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、必要がある場合には、町対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請を行い、速やかに所要の総合調整を行う。

## 3 町対策本部の構成

### ア 組織及び職員

- ・本部長は町長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・副本部長は副町長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・本部員は、各課（局・所）長をもって充てる。
- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、町長が任命する。

### イ 部

- ・本部に部を置く。

### ウ 町対策本部会議

- ・本部長は、新型インフルエンザ等の対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

### エ 本部連絡員調整会議

- ・健康推進課長は、必要があると認めるときは、本部連絡員による調整を行うための会議を招集する。

#### 4 町対策本部各部の分掌事務

担当	分掌事務
健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること。</li> <li>2 保健センターの入庁管理及び維持管理に関すること。</li> <li>3 東京都、他の区市町村、関係機関等との連絡調整に関すること</li> <li>4 本部の庶務に関すること。</li> <li>5 町民、医療機関等からの相談に関すること。</li> <li>6 町民の予防接種の実施に関すること。</li> <li>7 職員の動員に関すること。</li> <li>8 医療体制の確保に関すること。</li> <li>9 広域避難所等の設営に関すること。</li> <li>10 緊急物資等に関すること。</li> <li>11 情報等の収集及び提供に関すること。</li> <li>12 前各項に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。</li> </ol>
協働推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること。</li> <li>2 住民生活の安全・安心に関すること。</li> <li>3 東京都、他の区市町村、関係機関等との連絡調整に関すること</li> <li>4 本部の庶務に関すること。</li> <li>5 町民からの相談に関すること。</li> <li>6 職員の動員に関すること。</li> <li>7 広域避難所等の設営に関すること。</li> <li>8 緊急物資等に関すること。</li> <li>9 情報等の収集及び提供に関すること。</li> <li>10 公共交通に関すること。</li> <li>11 ごみの処理に関すること。</li> <li>12 前各項に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。</li> </ol>

担当	分掌事務
議会事務局	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。
総務課	1 広聴広報に関する事。 2 情報通信ネットワーク等に関する事。 3 庁舎（保健センターを除く。）の入庁管理及び維持管理に関する事。 4 職員の感染予防等に関する事。 5 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事。 6 職員の給与に関する事。 7 車両の調達及び配車に関する事。 8 電話回線に関する事。 9 物資等の調達に関する事。 10 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。
企画財政課	1 写真等による情報の収集及び記録に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。 3 予算その他財務に関する事。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。
町民課	1 埋葬許可証及び火葬許可証の交付に関する事。 2 在住外国人等に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。
税務課	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。
福祉総務課	1 社会福祉施設等における感染予防等に関する事。 2 障がい者等の支援に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。
子育て支援課	1 母子等の支援に関する事。 2 児童福祉施設等における感染予防等に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。
高齢介護課	1 社会福祉施設等における感染予防等に関する事。 2 高齢者等の支援に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。

担当	分掌事務
まちづくり課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道機能の維持に関すること。</li> <li>2 下水道事業に係る工事の安全管理に関すること。</li> <li>3 公園の維持管理に関すること。</li> <li>4 都市計画事業（下水道事業を除く。）に係る工事の安全管理に関すること。</li> <li>5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>
建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう、自転車駐車場等の維持管理に関すること。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>
産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業、農林業団体等との対策に関すること。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>
公共施設等整備計画担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>
会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。</li> <li>2 財務会計システムその他公金の出納業務の維持に関すること。</li> <li>3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>
教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設における感染予防等に関すること。</li> <li>2 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。</li> <li>3 東京都教育委員会との連携に関すること。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>
指導室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設における感染予防等に関すること。</li> <li>2 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。</li> <li>3 東京都教育委員会との連携に関すること。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>
文化スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設等における感染予防等に関すること。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>
学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>

## 第2章 町政機能の維持

### 1 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健衛生業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、町の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、町民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

区分	考え方	主な業務（例示）	
A 新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①感染拡大防止策</li> <li>②危機管理体制上、必要となる業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保健衛生、施設管理</li> <li>②新型インフルエンザ等に関する情報提供</li> </ul>	
通常業務	B 継続業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①町民の生命や健康を守る業務</li> <li>②住民生活の維持に係る業務</li> <li>③法令上休止または縮小できない業務</li> <li>④町政運営に必要な業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉・生活支援業務</li> <li>②道路・下水道、廃棄物処理</li> <li>③選挙、戸籍事務</li> <li>④情報システム関連</li> </ul>
	C 縮小業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①継続・休止以外の業務</li> <li>②対面業務を中止して、工夫して実施する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①許認可、届出・交付、窓口業務</li> </ul>
	D 休止業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①多数の人が集まる施設業務</li> <li>②その他、緊急性を要しない業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①集客イベント、研修</li> <li>②内部業務</li> </ul>

職員 100% (左側、Aと通常業務の範囲を指す)

職員 60% (右側、AとBの範囲を指す)

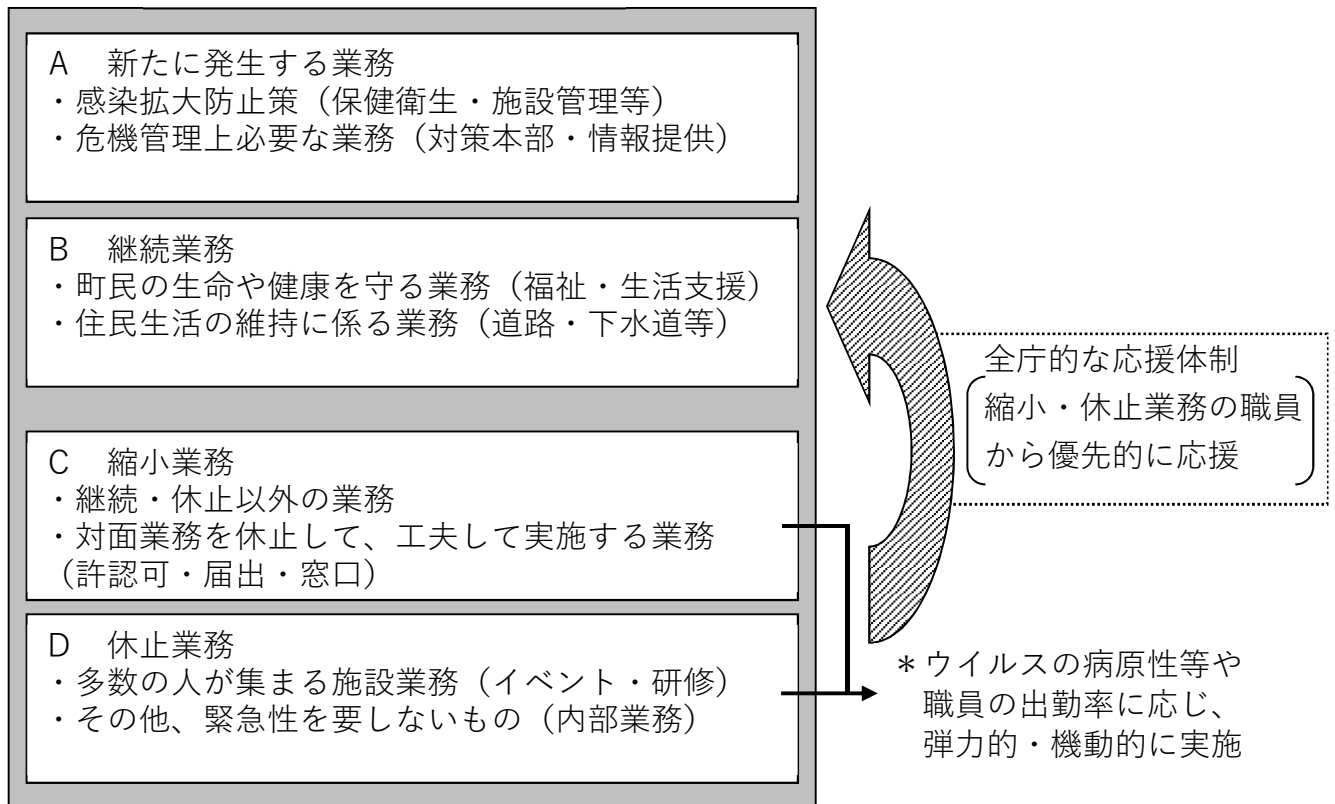
## 2 各

### の業務継続と応援体制

町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、業務継続計画（BCP）を作成し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、業務継続を行う上で、各課において人員が不足する場合には、業務継続計画（BCP）に基づき、全庁的な応援体制により対応する。

#### <業務の整理と応援体制>



## 用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム (G-MIS)	G-MIS (Gathering Medical Information System の略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器 (人工呼吸器等) や医療資材 (マスクや防護服等) の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項 (これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。) の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者 (新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機対応医薬品等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

用語	内容
感染症指定医療機関	町行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

用語	内容
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。

日の出町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年5月

編集・発行 日の出町健康推進課

〒190-0182 西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地  
電話 042 (597) 0511 (代表)

町長報告第27号

件名 日の出町森林整備計画の樹立について

担当課 産業観光課

令和8年6月15日報告

本報告は、日の出町森林整備計画の樹立について報告するものでございます。

日の出町森林整備計画は、森林法第10条の5の規定に基づき、地域の実情に応じた森林整備の基本的な方針を定めるものであり、10年を一期として5年ごとに見直しを行うこととされております。

現行計画は令和3年4月から令和13年3月までを計画期間としておりますが、このたび計画の見直し時期を迎えたことから、国の「森林・林業基本計画」及び東京都が策定する「多摩地域森林計画」との整合を図りながら、令和8年6月を始期とする新たな森林整備計画を樹立いたしました。

主な改正点としましては、文言の修正、花粉発生源対策の促進及び東京の木多摩産材のブランド化の推進に関する事項の追加・充実となっております。

# 日の出町森林整備計画

清流と緑の形成

自 令和 8年 6月 1日

計画期間

至 令和18年 3月 31日

東京都日の出町  
(令和8年6月1日樹立)



## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5	その他必要な事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	18

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	20
第8	その他必要な事項	20
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
Ⅲ	森林の保護に関する事項	22
第1	鳥獣害の保護に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	24
1	森林経営計画の作成に関する事項	24
2	生活環境の整備に関する事項	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	25
4	森林の総合利用の推進に関する事項	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25

6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	25
7	その他必要な事項	26



# 日の出町森林整備計画

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

日の出町は、東京都の西部、都心から50km圏に位置し、北は青梅市、他はあきる野市に接しており、町の北西部大久野三ツ沢地区は秩父多摩甲斐国立公園に属し、標高902mの日の出山を水源とする平井川が町内ほぼ全域を流れ、南東には秋留台地が広がっている。

本町の面積は、2,807ha、森林面積は、1,904haで全体の68%を占めており、その内人工林が1,537haで、人工林率は81%以上と高く、都下でも有数の人工林地帯が形成され木材資源は充実している。

しかしながら所有面積5ha未満の山林所有者が90%と多く、また外国産材の輸入拡大、建築様式の変化等から国産材の需要が減少し木材価格が長期低迷する中、林業の採算性は極端に悪化し林業経営が困難な状況が続いており、林業従事者の高齢化、後継者不足も深刻である。このことから伐期を過ぎても伐採されない森林や長期の手入れ不足から荒廃した森林も存在しており、木材生産はもとより、水源の涵養、土砂災害防止、生活環境保全等森林の有する多面的な公益機能の低下も懸念されている。

このような中、近年地球温暖化の防止効果等森林の持つ公益的機能が注目され、森林整備の重要性が広く認識されてきており、それらの社会的要請からも今後はそれぞれの森林の自然的条件や住民、所有者等のニーズに合った適切な森林整備が重要となるため、森林組合等林業事業者による合理的な集約化施策を推進するなど木材生産と公益的機能の維持増進を図ってゆく必要がある。

また、近年のスギ花粉症発生源対策のため、今後は花粉の少ない品種や広葉樹への転換など花粉の発生を減少させることなども期待されている。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、機能に応じた適正な森林施策の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、水源の涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化機能等の各公益的機能の発揮を図るべき森林とそれ以外の木材等生産機能の発揮を図るべき森林に区分し、これら区分ごとに望ましい森林整備を推進することとする。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施策推進方策

森林整備にあたっては、立地条件や住民のニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化、天然力も活用した施策、受光伐採等による育成複層林への誘導、スギ等の花粉発生抑制対策の推進など機能に応じた適正な森林施策を実施し、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

### ① 水源涵養機能及び山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

平井川の上流地域に位置する森林は、水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林であり、これらの森林を「水源涵養機能維持増進森林」又は「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」に区分し、水源涵養や山地災害の防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進する。

森林の整備にあたっては、適切な保育、間伐による森林整備を行うとともに、一回の伐採面積の縮小・分散化、長伐期化や広葉樹の導入等により針広混交等複層林状態への誘導を図り、立地条件、住民ニーズ等に応じ天然力も活用した整備を推進する。

### ② 保健文化機能維持増進森林

平井地区にある丘陵地の森林は、市街地に隣接した近郊緑地として保健文化機能や生活環境保全の機能を重視すべき森林であり、これらの森林を「保健文化機能維持増進森林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた保健休養、文化、教育的な利用を図るための適切な森林施業を推進する。

森林整備にあたっては、立地条件、住民ニーズ等に応じた広葉樹の導入、針広混交林化等により、景観の優れた多様な森林への誘導を図る。

### ③ 木材生産機能維持増進森林

上記以外の森林を「木材生産機能維持増進森林」として区分し、木材等林産物を持続的かつ効率的に供給する観点から、木材生産機能の発揮を重視するものであり、木材需要に応じた樹種および径級の林木を生産させるための適切な施業を推進する。

森林の整備にあたっては、木材生産機能の発揮を重視した保育、間伐を推進するとともに、施業の集約化、林道・作業路の一体的整備による林内路網の高密度化を図り、効率的な森林整備を行う。

また、森林の蓄積を高めるとともに、木材資源としての持続的かつ有効な利用を図る。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

協議会等の組織作りや普及啓発活動の促進により集団的・組織的かつ適切な森林施業を推進するとともに、高性能林業機械の導入による作業の効率化及びコストの低減に努めるため、以下の事項を推進することとする。

- (1) 森林組合等の育成強化、実施体制の整備による施業の集約化、共同化の推進
- (2) 林業従事者の養成及び確保
- (3) 林業機械の導入の促進
- (4) 木材の利用促進及び森林整備のための林道、作業路網等の基盤整備

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものとし、択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

多摩地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める樹種別の標準伐期齢は以下の通りとする。

地区	種 類							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により育成	天然下種により育成	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	35	40	35	40	55	65	15	20

標準伐期齢は、伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。このほか、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

なお、次の事項のほか、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法及び集材方法を踏まえ、現地に適したものとする。

##### ア 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等自然的条件、地域の林業技術体系及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。  
(ア) 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたり

の伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮すること。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持、溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な場合を除き、適確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

ぼう芽(※)による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

(※) ぼう芽とは伐採後の切り株から発生した芽のことで「ほう芽」ともいう。

## イ 択伐

択伐に当たっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ、一定の立木材積の維持や森林の有する多面的機能の維持増進が適切に図られるよう以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

(ア) 点状(単木)・帯状又は群状択伐による場合は、伐採区全体でおおむね均等な伐採率で行い、材積に係る伐採率30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

(イ) 漸伐又は小面積皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

(ウ) 小面積伐採等を行った森林については、大苗を植栽するなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

(エ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然状況の育成状況、母樹の保存等に配慮すること。

(オ) ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

## 3 その他必要な事項

ニホンジカによる食害等の森林被害発生の可能性のある地域の伐採に際しては、生息状況や被害状況を踏まえ、伐区の小規模化、伐採箇所の分散化や主伐を一時的に控える等、シカ被害により林地が裸地化することがないように十分配慮した対応を図ることとする。

## 第2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消し、公益的機能の維持を図るとともに、木材等資源の循環

・利用を促進するため、更新すべき期間内に造林を行うものとする。また、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。

特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、人工造林を行うものとする。

## 1 人工造林に関する事項

### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、スギ、ヒノキ、等の針葉樹のほか、広葉樹や郷土樹種からその林地に最も適する造林樹種とする。

なお、花粉症の社会問題化に鑑み、スギの人工造林に当たっては、特段の理由がある場合を除き花粉の発生量が少ない品種系統を選択するものとする。

#### 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹 種 名 (広葉樹)	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ	クヌギ、ナラ、コナラ、ケヤキ、カエデヤマザクラ等	

(注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、高木性の樹種を原則とし、林業普及指導員又は町の林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

### (2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、人工造林の標準的な方法は、次によるものとする。なお、人工造林に当たっては、現地の状況に合わせた本数の苗木や大苗を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化に努めることとする。

#### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

##### (ア) 育成単層林施業

人工林の植栽本数については、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要

請、既往の植栽本数及び施業体系等を勘案して定めるものとし、下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ ヒノキ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
広葉樹		1,000～3,000	

(注) 上記以外の植栽をしようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と相談の上、決定すること。

#### (イ) 育成複層林施業

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

#### イ その他人工造林の方法

##### (ア) 育成単層林施業

① 伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地拵えを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとする。

また、気候その他の立地条件及び既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。
植栽の時期	4月～6月及び9～10月を標準とする。

- ② ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株あたりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

### (イ) 育成複層林施業

植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種、本数の苗木や大苗を早期に植栽するものとする。

また、更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、後述の2の(2)のアの(ウ)の天然下種更新に準じて、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工林をすべき期間については、次のとおりとする。

- (ア) 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。
- (イ) 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、適地適木を旨とする。さらに、土壌等の自然的条件、既往の施業体系などを勘案し、従来樹種も考慮に入れて、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

#### 天然更新の対象樹種

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹 種 名 (広葉樹)	備 考
天然更新の対象樹種	アカマツ等	クヌギ、コナラ、ケヤキ、シデ類等	

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、以下の通り定める。

(ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、シダ類	<p>① 5年生の広葉樹の期待成立本数は概ね 10,000 本/haとする。</p> <p>② 天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立数に 10 分の 3 を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等)の高さ)に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。</p> <p>③ 引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等)の高さ)一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。</p> <p>④ 更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種毎に定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。</p> <p>⑤ 天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了ではないことに留意すること。</p>

(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高

更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。

草丈	余裕高	稚樹高
1 0 cm	4 0 cm	5 0 cm
5 0 cm	1 0 0 cm	1 5 0 cm

### (ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新種別	区分	標準的な方法
天然下種更新	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている個所において、かき越し、枝条整理の作業を行うものとする。
	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている個所について行うものとする。
	植込み	天然稚樹等の育成状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
ぼう芽更新	ぼう芽整理	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際から発生しているぼう芽を1株あたりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽更新を行うものとする。また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、植込みを行うものとする。

### イ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、前述アの(ア)のとおり伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

また、この期間を踏まえたうえで、本数及び樹高により確認するものとし、その基準は前述アの(ア)及び(イ)のとおりとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況の観点から天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保するものとする。

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象の斜

面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

スギ、ヒノキ等の人工林の区域とする。ただし、(1)の基準を踏まえ、天然更新が見込める区域は除く。

**4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準**

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、10,000本/haとする。

**5 その他必要な事項**

該当なし。

**第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準**

**1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法**

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次のとおりとする。

ア 育成単層林施業

林冠がうっ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね①枯損木、病木及び衰退木、②被圧木、③曲がり木、④並みの木の順序で行うものとする。ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配慮が適切になるよう留意する。

(ア) 標準的な間伐の回数及び時期

標準的な間伐の回数及び実施時期については、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業種別	齢級 (※)													備考		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 …20			
スギ	短伐期				←				→								概ね3回実施
	長伐期				←									→			概ね5回実施
ヒノキ	短伐期				←				→								概ね3回実施



意すること。また、幹に食い込み始めたつるは必ず幹から取り除くようにすること。

#### (ウ)枝打ち

枝の切断作業にあたっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、枝打ちの実施時期は、成長休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに行うことを基本とすること。

#### (エ)除伐

目的外樹種であっても、その育成の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

### ウ 育成複層林施業

下刈り、つる切り、除伐、枝打ちは、育成単層林における施業に準じておこなうものとする。枝払いは、下層木の育成に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行うものとする。

## 3 その他必要な事項

上記1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、以下の方法により間伐又は保育を行うものとする。

### (1) 間伐

間伐が十分に実施されていない過密状態の人工林については雪害や風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度とした間伐を実施することとする。

### (2) 下刈り

標準的な方法に示す林齢を超える森林については、必要に応じて造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで追加して行うこととする。

### (3) つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施することとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持を図るための森林とし、各機能における森林の区域を次のように設定する。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林とする。

水源涵養機能の維持増進を図るための森林の区域を別表 1 により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を發揮させる施業を基本とするとともに、伐期の間隔の拡大や皆伐面積の規模縮小や分散を図ることとする。また、立地条件や都民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

なお、当該機能において、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林の基準は、次のとおりとし、区域については、別表 2 により定めるものとする。

水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵養機能）	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 地形について a 標高の高い地域 b 傾斜の急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪庄又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ② 気象について a 年平均又は季節的降水量が多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③ その他 大面積の伐採が行われがちな地域
--	--

また、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、以下のとおり標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を伐期齢の下限とする。

森林の伐期齢の下限

地区	種 類							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により育成	天然下種により育成	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	45	50	45	50	65	75	25	30

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の整備その他山地災害の防備を図る必要のある山林とする。

山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域は、森林の分布状況を踏まえ林班又は準林班単位等で面的に設定するものとする。また、土壌保全機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域でも設定するものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や紛塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林とする。

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域で設定するものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、都民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観を形成する森林、潤いある自然環境や歴史的風致を構成する森林、さらに、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する溪畔林などの属地的機能の発揮が求められている森林とする。

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域で設定するものとする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。また、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。なお、それぞれの森林の区域については、別表2により定めるものとする。

各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

<p>人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能/土壌保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 地形</p> <p>a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹局部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。</p> <p>② 地質</p> <p>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。</p> <p>③ 土壌等</p> <p>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで擬集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土壌内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地からなっている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。</p>
<p>生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林</p> <p>② 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>② 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって収容な眺望点から望見されるもの</p> <p>③ ハイキング、キャンプ等の保護・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>④ 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る。)</p>

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限は以下のとおりとする。

#### 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地区	種 類							
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽 により育成	天然下種 により育成	主として 天然下種 により生育	主として ぼう芽に より生育	主として 人工植栽 により生育
全域	56	64	56	64	88	104	24	32

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、その森林の区域を別表1により定めるものとする。

なお、区域を設定する際に、1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

また、当該森林のうち、次のアからウまでを基準とし、これを満たす又はこれに準ずると認められ、木材当生産機能が高く、特に効率的な木材生産が期待できると認められる森林については、地域の実情に応じて「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定する。

ア 林班の面積のうち人工林が過半を占める。

イ 林班の傾斜区分の平均が緩又は中である。

ウ 傾斜区分に応じた路網密度が、第7の1に定める標準的な水準以上である。

### (2) 森林施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、木材等の林産物を持続的、定期的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効果的な整備を推進することを基本とする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

#### 【別表1】

区分	森林の区域（林班）	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	15、17～22、24～28、36、37	773.20
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	16、23	92.86
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2～8	219.28
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材等の生産機能の維持増進を図る森林	1、9～14、29～35、38～45	818.59
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

※上記の森林の区域については、付属資料の市町村森林整備計画概要図(1)に図示する。

【別表2】

区分		森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林		15、17～22、24～28、36、37	773.20
長伐期施業を推進すべき森林		2～8、16、23、	312.14
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

※森林経営計画が認定されている場所もしくは森林循環に資する花粉発生源対策事業で主伐を行う場所等においてはこの限りではない。

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等に森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことで経営規模の拡大を図ることとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

## **2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**

森林所有者等に対し、森林の施業又は経営の委託化への働きかけを行うとともに、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成を行う。

また、施業の集約化に取り組む者に対し、必要な情報の提供、助言及びあっせんを行うとともに、協議会の開催等により森林所有者等の合意形成を推進し、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進することとする。

## **3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**

森林の施業又は経営の受託等を実施するにあたっては、主伐後の植栽や施業方法、森林の保護に関する事項等を長期にわたり行うこと等を定めた契約を、委託契約書等により委託者との間で締結するよう努めるものとする。

## **4 森林経営管理制度の活用に関する事項**

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を図るものとする。

## **5 その他必要な事項**

該当なし。

# **第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

## **1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

本町の森林所有者のうち、所有面積5ha未満の森林所有者は90%と森林所有形態は零細で、材価の低迷や、高齢化、労働力の減少などにより、個々の保育管理は適切に実行されていない状況であるため、町、森林組合、森林所有者等が一体となり、啓発活動や組織づくりを行い、森林施業の共同化のための合意形成に努めるものとする。

## **2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策**

施業の共同化、合理的な林業経営の推進のため、森林組合等による山林所有者への森林管理の重要性や施業内容及びコスト面等の提案説明、不在村山林所有者に対する普及啓発活動の強化を図り施業実施協定への参画を促すものとする。

## **3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

① 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行なうこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は林業事業者等への共同委託により実施することを旨とすること。

② 作業路網その他の施設の維持管理は、共同作成者が協力して実施すること。

- ③ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- ④ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

#### 4 その他必要な事項

該当なし。

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜・地形等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出に伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に推進するため。林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の標準的な水準を以下の表-1のとおり示す。

なお、路網密度の水準については、木材搬出の予定箇所に適用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

表-1

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0度～15度)	車両系作業システム	110以上	30～40
中傾斜地 (15度～30度)	車両系作業システム	85以上	23～34
	架線系作業システム	25m以上	
急傾斜地 (30度～35度)	車両系作業システム	60<50>以上	16～26
	架線系作業システム	20<15>以上	
急 峻 地 (35度～)	架線系作業システム	5以上	5～15

注：急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

#### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林道専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、東京都が定める林業専用道作設指針（平成23年4月1日付22産労農森第527号）、に則り開設するものとする。

##### イ 基幹路網の整備計画

多摩地域森林計画に定める基幹路網の整備計画を添付資料の別表-1に示す。また、その位置について、林道計画図に示す。

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要項」（平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「私有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付8林野基第 158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

#### (2) 細部路網の整備に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付22林整整第656号林野庁長官通知）、東京都が定める森林作業道作設指針（平成23年4月1日付22産労農森第814号）に則り開設するものとする。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、適正に管理するものとする。

### 4 その他必要な事項

該当なし。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### ア 林業に従事する者の養成及び確保の方向

- ・ 林業研究グループの育成を図る。
- ・ 森林組合等林業事業体の経営基盤強化、活性化を図る。
- ・ 林業労働者の雇用の安定化、就労条件及び労働安全の改善、確保を図る。
- ・ 林業機械の導入、作業路網の整備を促進して作業の軽減化を図る。

#### イ 林業労働者及び林業後継者の育成方策

### (1) 林業労働者の育成

森林組合等林業事業体においては、地域が一体になって安定的な事業の維持確保に努め、雇用の長期化、安定化を図るとともに、社会保険、雇用保険、林業退職金共済等への加入促進等就労条件及び労働安全の改善、確保による働きやすい環境づくりに努める。

### (2) 林業後継者等の育成

森林組合、林業研究グループ等の機械力による作業、特用林産物の生産等林業経営の多角化等に対応できる高い技術力と経営力を備えるための研修会、講習会等の実施、参加を促進し、林業後継者等の育成を図る。

### ウ 林業事業体の体質強化方策

地域における林業の担い手である森林組合等林業事業体においては、経営意識の向上や受注体制の整備、経営の合理化、多角化等による事業量の拡大、就労の安定化等、経営体質の強化を図るものとする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### 1 林業機械化の促進方向

林業生産性の向上、重筋労働の軽減、コストの低減等を図るため、地域の地形等に適合した高性能機械を導入し、機械力による作業体系の確立を推進するものとする。

### 2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒 集 材 造 材	町内一円	チェーンソー グラップルクレーン スイングヤーダ プロセッサ	チェーンソー グラップルクレーン スイングヤーダ プロセッサ タワーヤーダ ハーベスタ
造 林 保 育	下 刈 枝 打	人力・刈払機 人力・自動枝打機	刈払機 自動枝打機

### 3 林業機械化の促進方策

- (1) 林業事業体による適切な高性能林業機械の導入
- (2) 森林施業の機械化に対応した林道等の基盤整備
- (3) 高性能林業機械オペレーターを育成するための研修会等への積極的参加


## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

### (1) 生産・加工・流通体制の整備

本町における素材の流通・加工については、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が課題である。

このため、間伐等の集約化施業の計画的な実施により数量の確保を図り、東京の木多摩産材を安定的に供給しえる体制の整備に加え、東京の木多摩産材の認証制度の運用及びブランド化について関係機関と連携し、推進する。

#### 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設

施設の種類	位置	規模 (㎡)	対図番号	備考
多摩木材センター 協同組合	玉の内地区	25,846		

### (2) 未利用木質資源の有効活用の推進

林地残材や製材過程で発生する端材など未利用木質資源の有効活用を推進するため、エネルギーやマテリアルへの利活用について町の総合的なビジョンの中で検討してゆくこととする。

### (3) 公共建築物等での木材利用の推進

多摩産材を利用することが、森林の適切な手入れだけではなく、健康や環境の面からも有効であることから、平成25年に策定した「日の出町公共建築物等における多摩産材利用推進方針」に基づき、町施設での率先的な木材利用に努め、木材需要の拡大を図るものとする。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の保護に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	1, 9～41	1587.07ha

※上記の森林の区域については、附属資料の市町村森林整備計画概要図(2)に図示する。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進するものとする。

###### ア 植栽木の保護措置

人工植栽が予定されている森林を中心に保護措置を推進するものとし、単木保護ネットやシカ侵入防護柵・ネット等の設置、現地調査による被害状況のモニタリング等の被防止対策を実施するものとする。

###### イ 捕獲

東京都獣害対策基本計画及び第2種シカ管理計画に基づき、関係機関や猟友会との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動を推進するものとする。

## 2 その他必要な事項

該当なし。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方策及び方法

森林の持つ多面的な機能の維持管理を図るため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

マツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全なマツ林の整備と適確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性マツ又は他の樹種への転換を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、ナラ枯れ被害についても、全国各地や都内においても発生は確認されていることから、発生状況に留意し、関係機関と情報共有及び発生箇所での被害対策に努めることとする。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除等に向け、地元行政機関、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域体制づくりを行う。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえながらその防止に向け、鳥獣保護管理施策、農業被害対策や関係行政機関等との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を防止するため、林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

### 5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき森林

該当なし。

(2) その他

入山者の多い地域を対象に森林法の違反行為への監視や指導及び林野火災の防止や早期発見に努めるなど、森林保全のために森林を巡視する。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

#### V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
平井	2～8、42～45	219.28
北大久野	26～41	740.34

三ツ沢・羽生	1、9～25	941.72
--------	--------	--------

※上記の森林の区域については、付属資料の市町村森林整備計画概要図(3)に図示する。

## (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

## 2 生活環境の整備に関する事項

U I J ターン者などが地域に定住するために必要な生活環境の整備を図るものとする。

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林組合や林業事業者による森林整備により地域産材の利用を促進するとともに、地域住民や森林ボランティア等による森林整備を促進することで、森林資源を活用した新たな産業の創出や定住促進を図ることとする。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

「保健文化機能維持増進森林」に区分した森林については、森林所有者等の意向を考慮しながら、針広混交林、広葉樹林の整備、保全を促進し、自然環境教育、保健休養の場としての公益的な利用を図ることとする。

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民や森林ボランティア等の住民参加による森づくりを促進するため、森林所有者、林業研究グループ等との交流を図ってゆくものとする。

### (2) 上下流連携による取組みに関する事項

インターネットサイト等を利用した森林関係の情報発信を行い森づくりへの関心を高め、都市部と山間部との交流を促し、適切な森林整備による貴重な森林資源、観光資源を保全、活用した新たな産業の創出や定住促進等を図ってゆくもの

とする。

(3) その他

該当なし。

**6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項**

該当なし

**7 その他必要な事項**

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、東京都等の指導機関、森林組合、林業研究グループ等との連携による講習会、研修会等により技術の向上を図り人材の養成に努めることとする。

(2) 町有林の整備

町では主に平井川源流域の「水源涵養機能維持増進区域」及び「山地災害防止・土壌保全機能維持増進区域」に人工林を、下流域の「保健機能維持増進区域」には広葉樹林を所有している。これらの町有林についてはそれぞれの公益的機能の発揮を図るための森林整備を行うこととする。

## 公益的機能別施業森林等の林班別面積一覧表(Ⅱ-第4関係)

(単位：ha)

林班	林班面積(ha)	公益的機能別			木材生産	合計
		水源涵養	山地災害防止 ／土壤安全	保健文化		
1	3.78				3.78	3.78
2	12.11			12.11		12.11
3	12.70			12.70		12.70
4	36.52			36.52		36.52
5	28.57			28.57		28.57
6	41.42			41.42		41.42
7	35.93			35.93		35.93
8	52.03			52.03		52.03
9	25.91				25.91	25.91
10	21.30				21.30	21.30
11	95.49				95.49	95.49
12	54.41				54.41	54.41
13	70.15				70.15	70.15
14	51.76				51.76	51.76
15	51.57	51.57				51.57
16	43.17		43.17			43.17
17	30.65	30.65				30.65
18	66.15	66.15				66.15
19	79.02	79.02				79.02
20	67.51	67.51				67.51
21	60.33	60.33				60.33
22	28.00	28.00				28.00
23	49.69		49.69			49.69
24	64.19	64.19				64.19
25	78.30	78.30				78.30
26	60.04	60.04				60.04
27	41.03	41.03				41.03
28	48.04	48.04				48.04
29	43.57				43.57	43.57
30	29.00				29.00	29.00
31	34.58				34.58	34.58
32	31.53				31.53	31.53
33	26.86				26.86	26.86
34	39.17				39.17	39.17
35	34.60				34.60	34.60
36	50.75	50.75				50.75
37	47.62	47.62				47.62
38	58.58				58.58	58.58
39	52.76				52.76	52.76
40	34.36				34.36	34.36
41	14.75				14.75	14.75
42	35.87				35.87	35.87
43	19.15				19.15	19.15
44	29.54				29.54	29.54
45	11.47				11.47	11.47
合計	1903.93	773.20	92.86	219.28	818.59	1903.93

別表-1 基幹路網の整備計画（第7-3-(1)-イ）

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

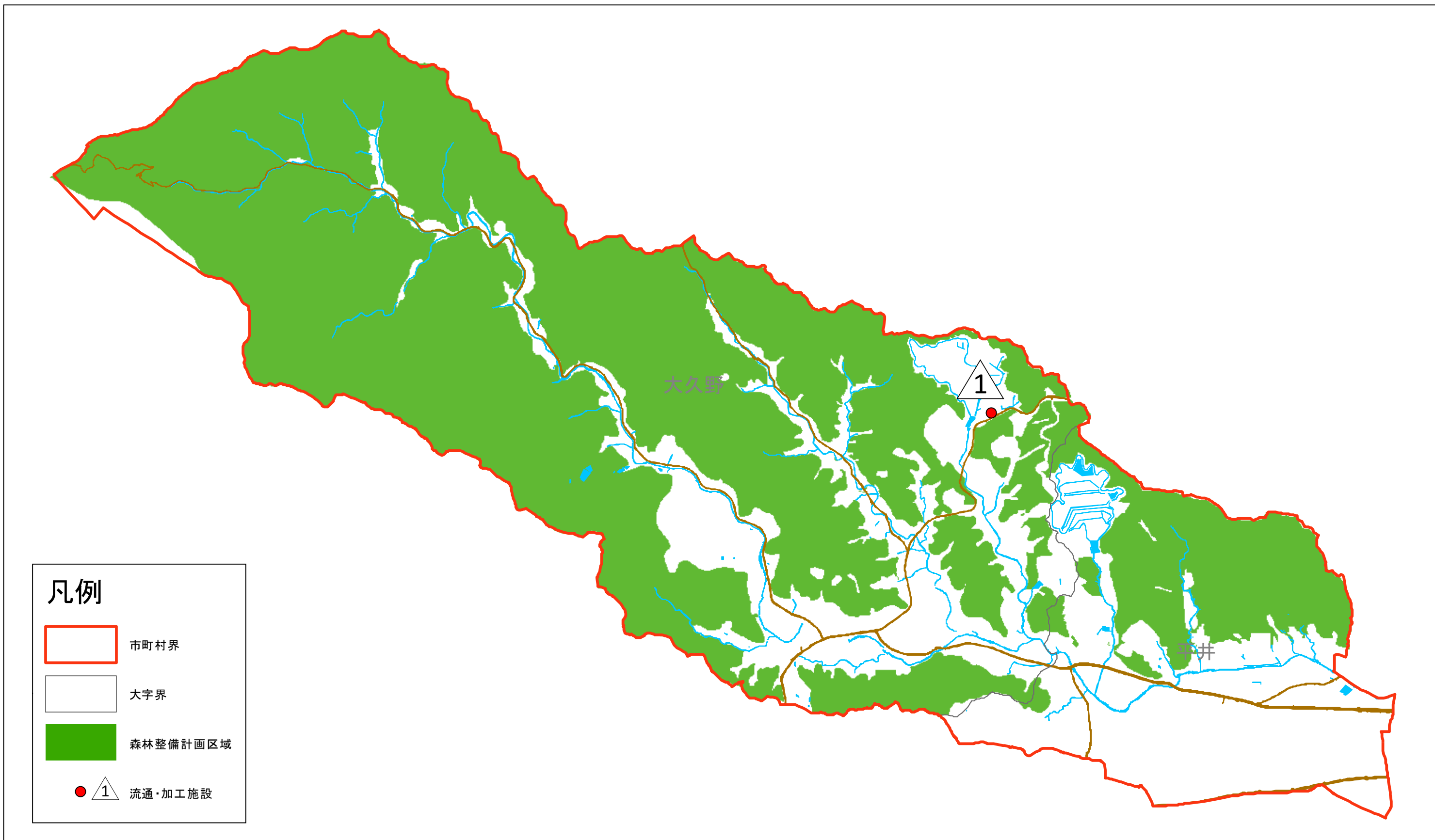
開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち前半 5年分	対 番号	図 号	備考
					延長	箇所数					
開設	自動車道	林道	日の出町	肝要入	0.6		74			日-1	
開設	自動車道	林道	日の出町	石神沢	0.7		35			日-2	
開設	自動車道	林道	日の出町	幸神	0.3		30	○		日-3	
開設	自動車道	林道	日の出町	不動沢	1.3		65	○		日-4	
開設	自動車道	林道	日の出町	石原沖	0.6		37			日-5	
開設	自動車道	林道	日の出町	檜山路	0.6		20			日-6	
開設	自動車道	林道	日の出町	滝の沢	0.6		10			日-7	
開設	自動車道	林道	日の出町	タルクボ	0.6		85			日-8	
開設	自動車道	林道	日の出町	羽生	0.7		10			日-9	
開設	自動車道	林道	日の出町	矢越沢	0.5		56			日-10	
開設	自動車道	林道	日の出町	大場入	0.5		51			日-11	
開設	自動車道	林道	日の出町	高指入	0.2		19			日-12	
			小計	12 路線	7.2		492				
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	焼岩沢	1.0		37			日-1	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	西の入ホオ バ沢	1.0		73			日-2	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	麻生山	1.0		98			日-3	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	梅の木	0.5		515			日-4	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	大入	0.5		217			日-5	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	台沢	1.0		91	○		日-6	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	矢越沢	0.9		49			日-7	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	幸神	0.8		30			日-8	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	タルクボ	2.0		85	○		日-9	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	勝峰山	1.7		33			日-10	
			小計	10 路線	10.4		1,228				
拡張	(舗装) 自動車道	林道	日の出町	焼岩沢	1.6		37			日-1	
拡張	(舗装) 自動車道	林道	日の出町	麻生山	3.2		98			日-2	
拡張	(舗装) 自動車道	林道	日の出町	台沢	1.0		91	○		日-3	
拡張	(舗装) 自動車道	林道	日の出町	西の入ホオ バ沢	3.3		73			日-4	
			小計	4 路線	9.1		299				

# 日の出町森林整備計画概要図




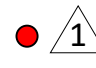
(林産物の生産(特用林産物)の流通・加工・販売施設)

1:30,000

(縮尺はA3判印刷時)



## 凡例

-  市町村界
-  大字界
-  森林整備計画区域
-  流通・加工施設

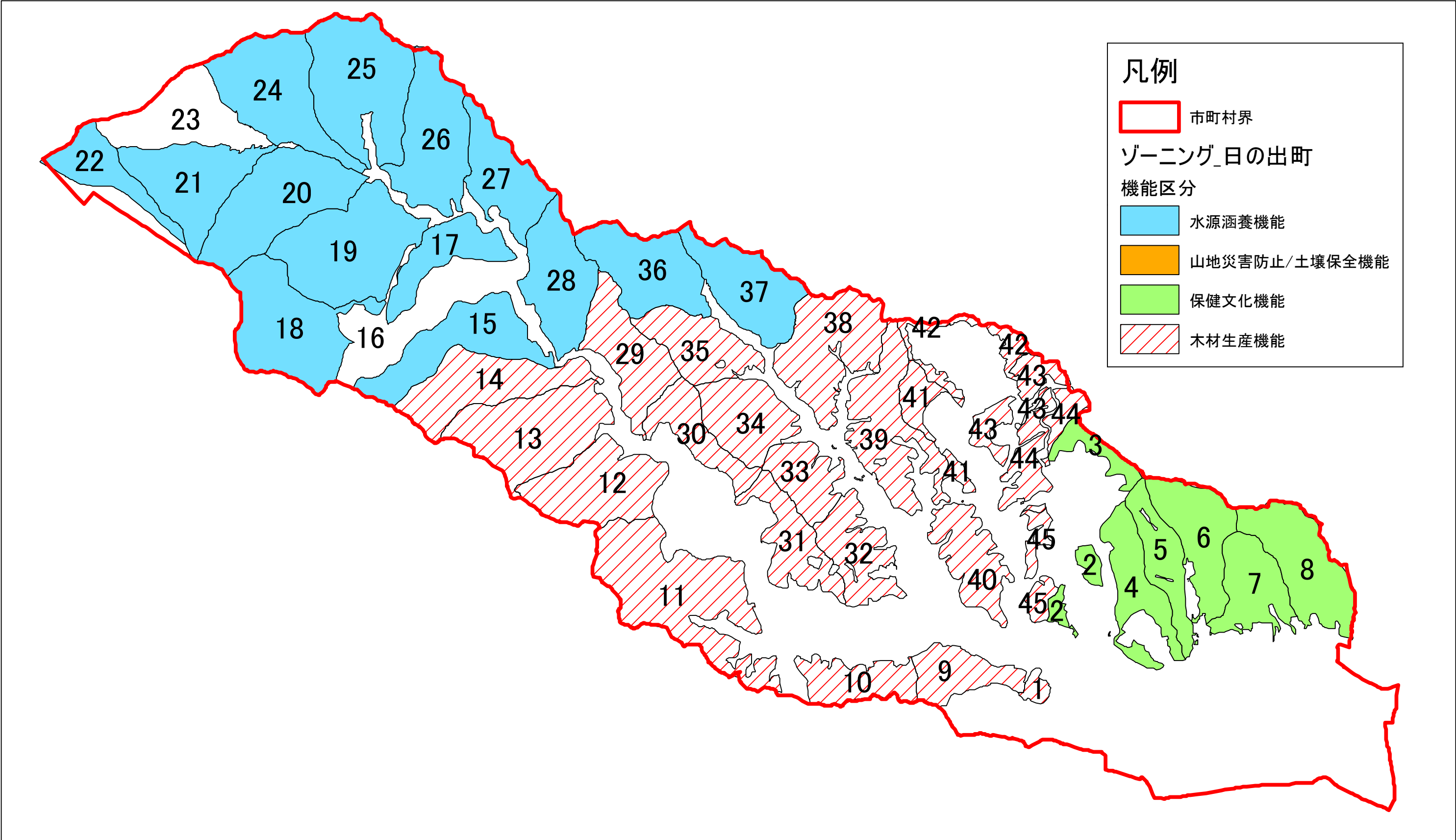
この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

0 500 1,000 2,000 3,000メートル

# 日の出町森林整備計画概要図 (1)

## (公益的機能別施業森林の区域)

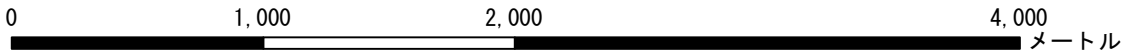
1:30,000  
【縮尺はA3印刷時】



**凡例**

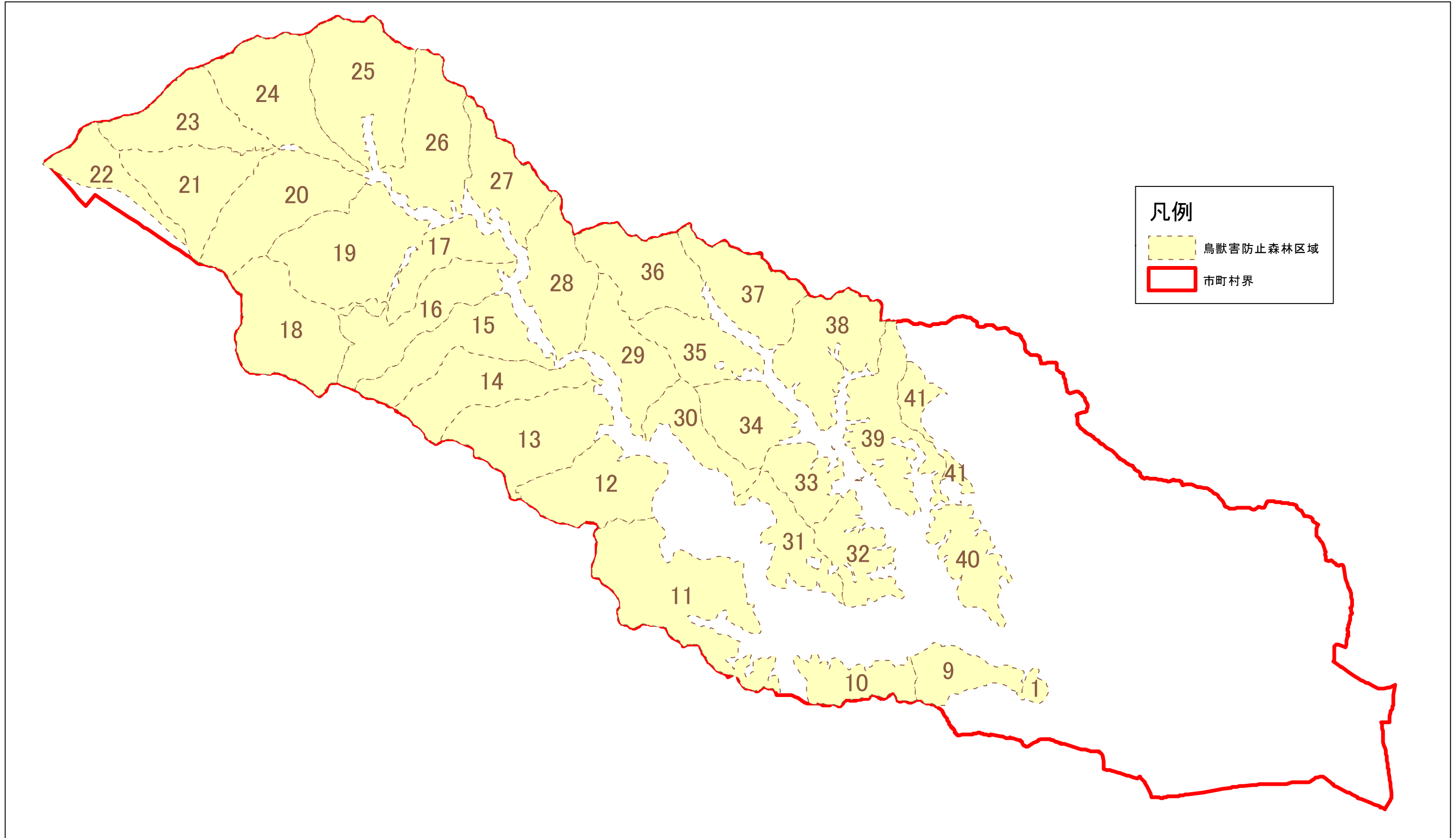
- 市町村界
- ゾーニング\_日の出町
- 機能区分
- 水源涵養機能
- 山地災害防止/土壌保全機能
- 保健文化機能
- 木材生産機能

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。





# 日の出町森林整備計画概要図 (2) (鳥獣害防止森林区域)

1:30,000  
【縮尺はA3判印刷時】



**凡例**

-  鳥獣害防止森林区域
-  市町村界

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

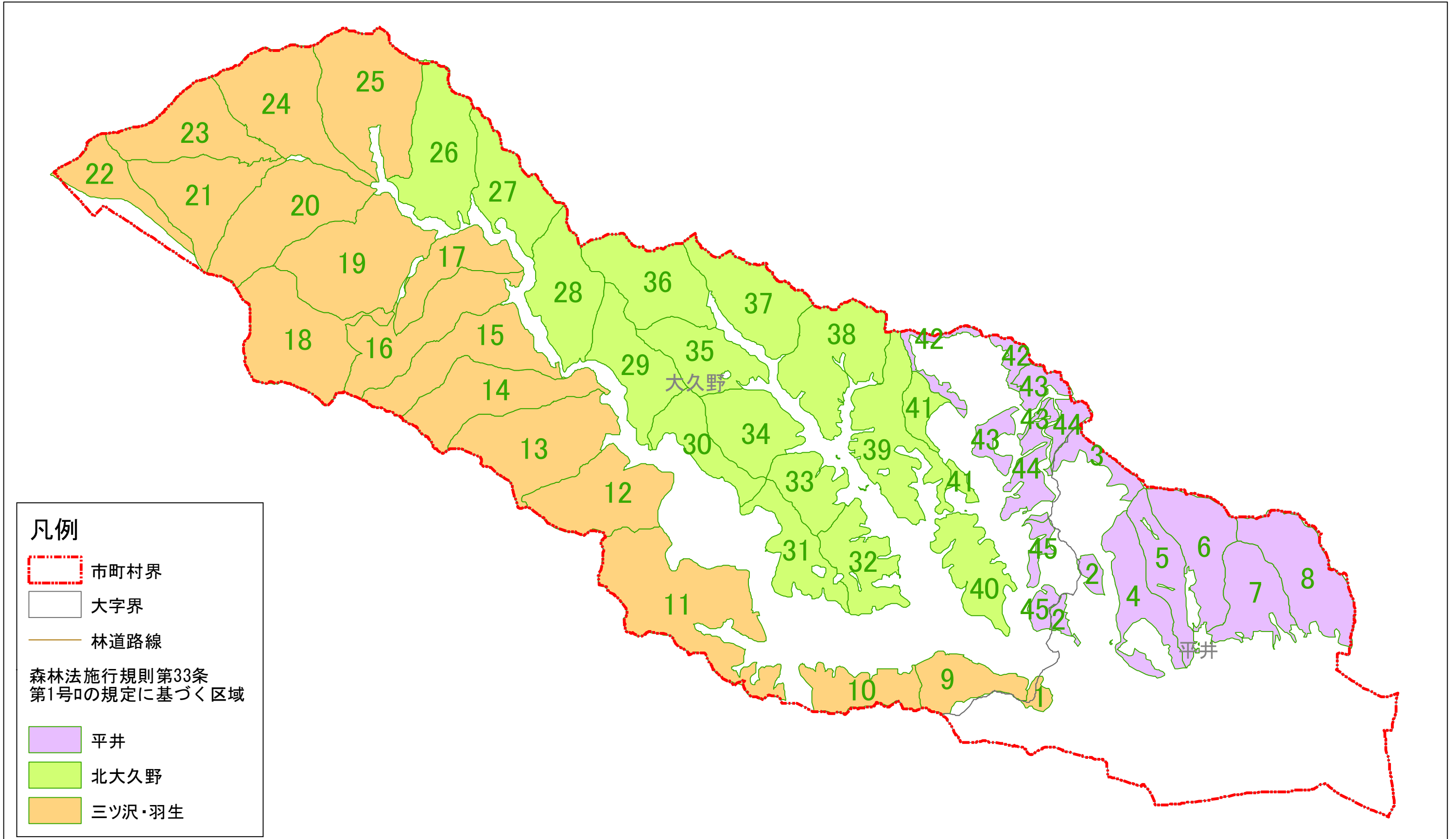
0 1,000 2,000 4,000  
メートル

# 日の出町森林整備計画概要図(3)

(路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域—森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域—)

1:30,000

(縮尺はA3判印刷時)



## 凡例

市町村界

大字界

林道路線

森林法施行規則第33条  
第1号ロの規定に基づく区域

平井

北大久野

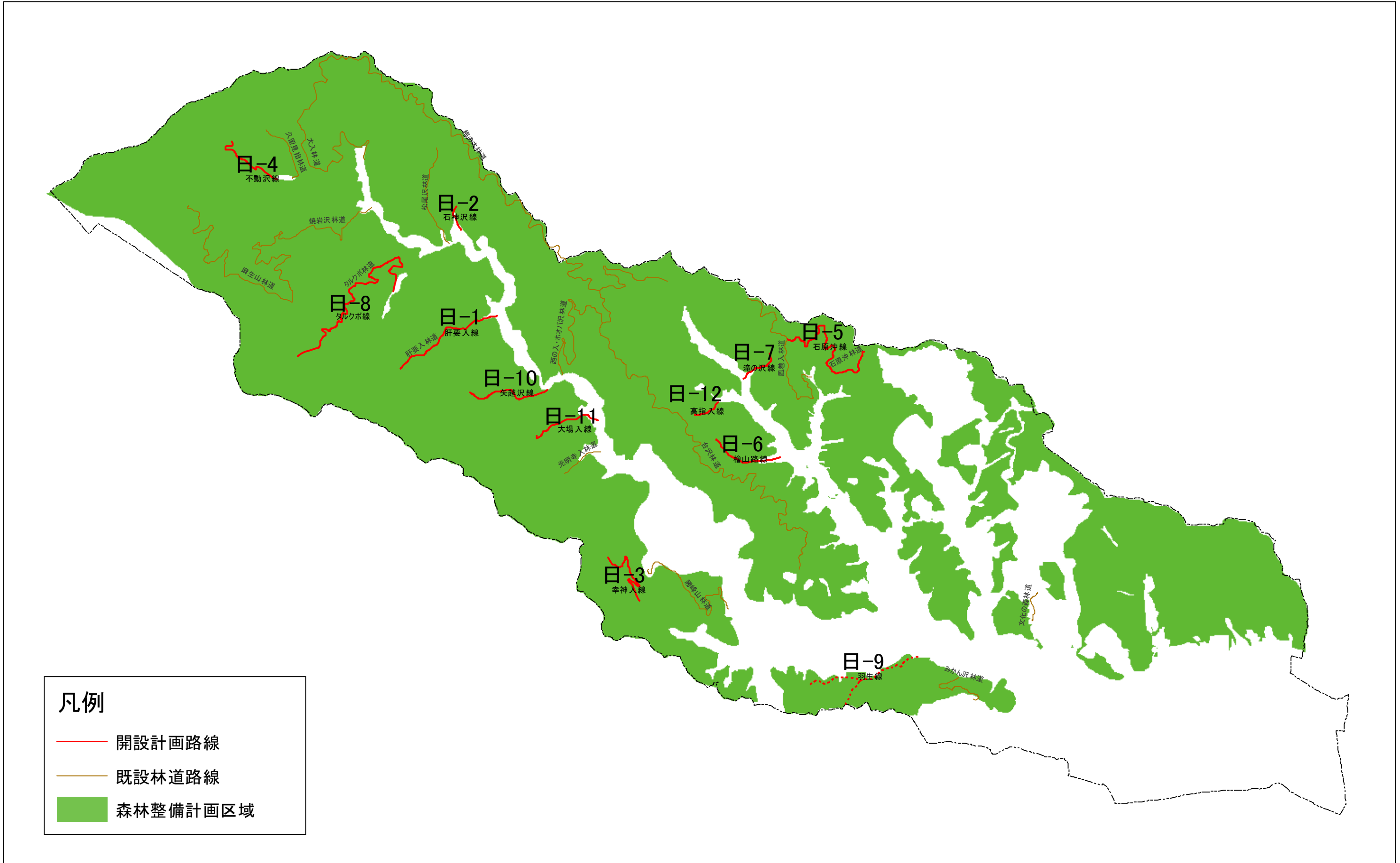
三ツ沢・羽生

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

0 500 1,000 2,000 3,000メートル

# 林道計画図\_開設\_日の出町

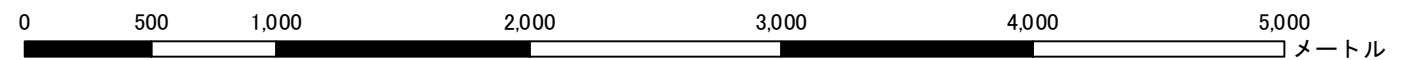
1:30,000  
【縮尺はA3印刷時】



**凡例**

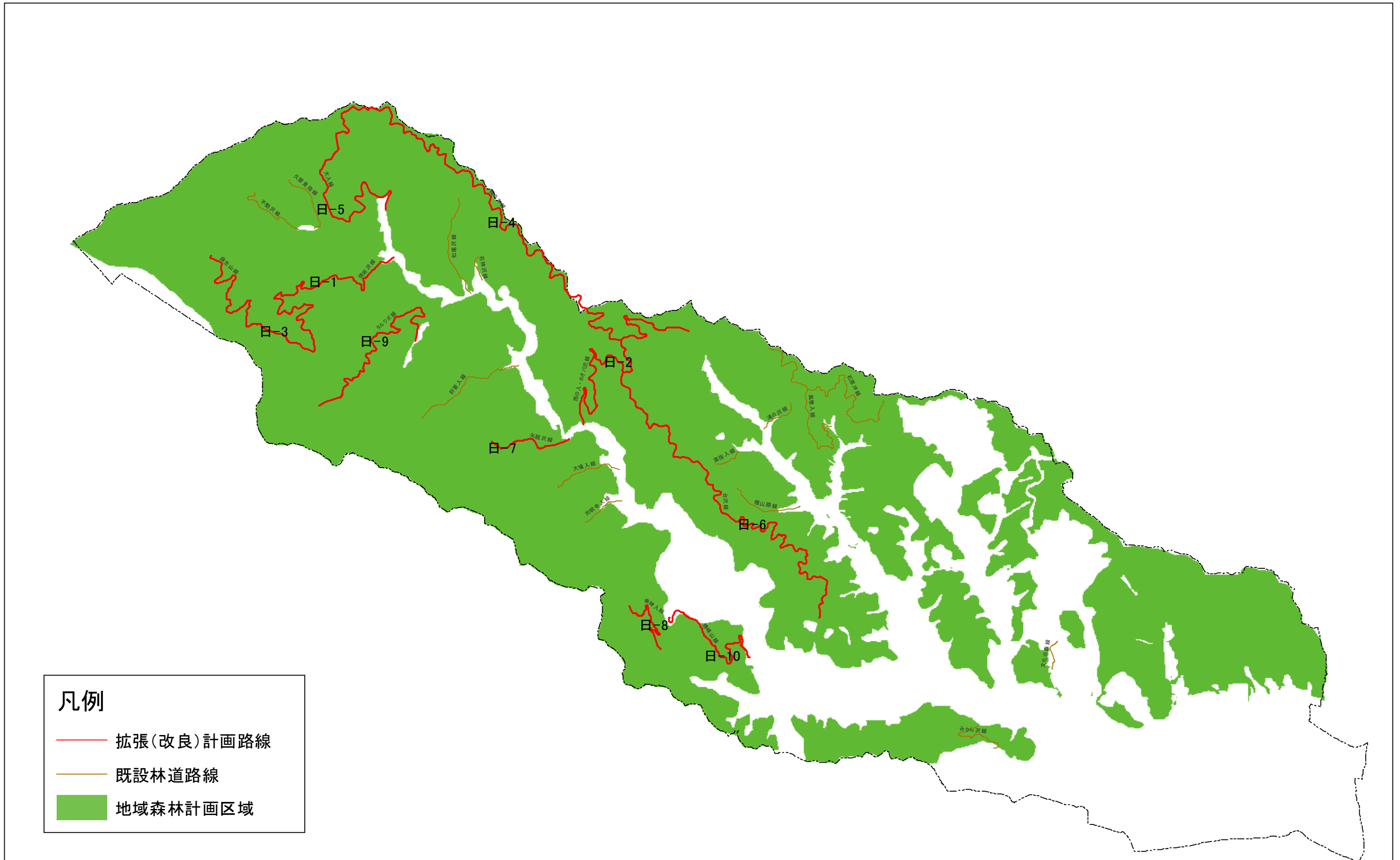
- 開設計画路線
- 既設林道路線
- 森林整備計画区域

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



# 林道計画図\_拡張(改良)\_日の出町

1:30,000  
【縮尺はA3印刷時】



**凡例**

- 拡張(改良)計画路線
- 既設林道路線
- 地域森林計画区域

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

0 500 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000メートル



## 参 考 資 料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2010年	16,650	8,200	8,450	1,959	996	963	2,310	1,250	1,060
	2015年	17,446	8,485	8,961	2,200	1,135	1,065	1,982	1,078	904
	2020年	16,958	8,267	8,691	2,235	1,157	1,078	1,863	1,036	827
構成比 (%)	2010年	100.0	49.2	50.8	11.8	12.1	11.4	13.9	15.2	12.5
	2015年	100.0	48.6	51.4	12.6	13.4	11.9	11.4	12.7	10.1
	2020年	100.0	48.7	51.3	13.2	14.0	12.4	11.0	12.5	10.0

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2010年	2,971	1,599	1,372	4,535	2,228	2,307	4,875	2,127	2,748
	2015年	3,071	1,582	1,489	3,659	1,845	1,814	6,534	2,845	3,689
	2020年	2,536	1,256	1,280	3,696	1,953	1,743	6,628	2,865	3,763
構成比 (%)	2010年	17.8	19.5	16.2	27.2	27.3	27.3	29.3	25.9	32.6
	2015年	17.6	18.6	16.6	21.0	21.7	20.2	37.5	33.5	41.2
	2020年	15.0	15.2	14.7	21.8	23.6	20.1	39.0	34.7	43.3

資料：国勢調査

#### (2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業			第2次産業	第3次産業
			農業・林業	漁業	小計		
実数 (人)	2010	7,159	150		150	1,913	5,096
	2015	6,910	150		150	1,828	4,932
	2020	6,561	135	2	137	1,627	4,672
構成比 (%)	2010	100.0	2.1		2.1	26.7	71.2
	2015	100.0	2.2		2.2	26.5	71.4
	2020	100.0	2.1	0.0	2.1	24.8	71.2

資料：国勢調査

### 2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積	森林面積 森林・原野	その他面積
			計	田	畑	樹園地			
実数 (ha)	2010	2,808	47	1	31	15	1,921	840	
	2015	2,808	41	1	30	10	1,905	862	
	2020	2,807	30		26	4	1,905	872	
構成比 (%)	2010	100.0	1.7	0.1	1.1	0.5	68.4	29.9	
	2015	100.0	1.5	0.1	1.1	0.4	67.8	30.7	
	2020	100.0	1.0		1.0	0.1	67.8	30.1	

資料は農林業センサスによる。

### 3 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘地用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
2010年	—						
2015年	—						
2020年	—						

資料は農林業センサスによる。

### 4 森林資源の現況等

各表、各計は四捨五入の集計のため内訳数値と一致しない場合あり。

#### (1) 保有形態別森林面積

(令和7年3月31日現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A) %	
	面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha		
総数	1903.93	100	1870.81	1503.37	367.44	79.0%	
国有林	0	—	—	—	—	—	
民有林	都有林	47.06	2.5%	47.02	12.24	34.78	26.0%
	町有林	220.48	11.6%	220.48	116.25	104.23	52.7%
	小計	267.54	14.1%	267.50	128.49	139.01	48.0%
	私有林	1636.39	85.9%	1603.31	1374.88	228.43	84.0%

資料：森林資源構成表 (R3)

※竹林は天然林に分類。

※都有林には農林水産振興財団の分収林を含む。

(2) 不在（市町村）者の森林所有者面積

	年次	私有林 合計	在(市町村)者	不在(市町村)者の森林所有者面積		
			所有面積	計	都内	都外
実数 (ha)	2005年	1,644	1,272	372	348	24
	2015年	1,684	1,210	474	444	29
	2021年	1,636	1,180	455	386	69
構成比 (%)	2005年	100	77.37	22.63	(93.5)	(6.5)
	2015年	100	71.86	28.14	(93.7)	(6.3)
	2021年	100	72.14	27.86	(84.68)	(15.32)

資料は農林業センサス(2005年)及び東京都森林事務所(2015、2021年)

(3) 民有林の齢級別面積

(令和7年3月31日)

区分	齢級別		1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13齢級 以上
	総数	その他 (未立木 ・竹林)							
民有林計	ha 1,904	ha	ha 19	ha 47	ha 33	ha 105	ha 283	ha 849	ha 568
人工林	1,537		16	14	32	105	259	666	444
天然林	331		0	0	0	0	24	183	124
その他(未立木・竹林)	36		3	0	33	0	0	0	0

資料：森林資源構成表

(4) 所有規模別森林所有者数

面積規模(ha)	総数	1ha未満	1～5	5～10	10～20
所有者数(人)	631	389	176	30	20
面積(ha)	1,904	121.5	376.7	207.4	286.9

20～50	50～100	100以上
12	2	2
358.5	152.0	401.0

資料：東京都森林事務所

(5) 林道の状況

区 分	路 線 数	延 長	林道利用区域面積 (総森林面積)	林道密度
民有林林道 (都)	2	m 6, 7 9 3	ha 7 3 2	m/ha
民有林林道 (町)	2 2	2 8, 0 9 8	9 6 8	2 0. 5 2
合 計	2 4	3 4, 8 9 1	1, 7 0 0	

(令和7年3月31日)

5 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		不明
内	第1次産業	
	うち林業 (B)	
訳	第2次産業	
	うち木材・木製品製造業 (C)	
	第3次産業	
B - C / A		

(2) 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

資料：2024年経済構造実態調査

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	5 2	1, 6 7 5	821, 266 (従業員30人以上のみ)
うち木材・木製品製造業 (B)	不明	不明	不明
B / A	不明	不明	—

6 林業関係の就業状況

分	組合・事業所数	従 業 者 数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	1	7 4	2 6	(東京都森林組合全体)
生産森林組合				
素材生産業及び製材業	1 0	不明		(多摩木材センター協同組合を含む概数、従業員数は不明)
合 計	1 1			

## 7 林業機械所有状況

単位：台

区 分	総 数	会社等	森林組合	個人	その他
集 材 機	15	12	3	—	—
モノケール	4	4	—	—	—
リモコンウインチ	2	2	—	—	—
自 走 式 搬 機	4	2	2	—	—
フォークリフト	10	6	4	—	—
動力枝打機	—	—	—	—	—
プロセッサ	2	1	1	—	—
フォワーダ	2	1	1	—	—
スイングヤーダ	3	1	2	—	—
樹木粉碎機	5	4	—	1	—
合 計	47	33	13	1	—

資料：東京都森林事務所（林業機械保有台数調査）

# 新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p><b>本文</b></p> <p><b>P1</b></p> <p>日の出町は、東京都の西部、都心から50km圏に位置し、北は青梅市、他はあきる野市に接しており、町の北西部大久野三ツ沢地区は秩父多摩甲斐国立公園に属し、標高902mの日の出山を水源とする平井川が町内ほぼ全域を流れ、南東には秋留台地が広がっている。</p> <p><b>P3</b></p> <p><b>Ⅱ 森林の整備に関する事項</b></p> <p><b>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</b></p> <p><b>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法</b></p> <p>主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。<u>このほか、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。</u>また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。</p> <p><b>P6</b></p> <p><b>(ア) 育成単層林施業</b></p> <p>② ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣が<u>明らか</u>となる頃に、</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><b>本文</b></p> <p><b>P1</b></p> <p>日の出町は、東京都の西部、都心から50km圏に位置し、北は青梅市、他はあきる野市に接しており、町の北西部大久野三ツ沢地区は秩父多摩甲斐国立公園に属し、標高902mの日の出山を水源とする平井川が町内ほぼ全域を流れ、南東には秋留台地が広がっている。</p> <p><b>P3</b></p> <p><b>Ⅱ 森林の整備に関する事項</b></p> <p><b>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</b></p> <p><b>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法</b></p> <p>主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。</p> <p><b>P6</b></p> <p><b>(ア) 育成単層林施業</b></p> <p>② ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣が<u>明きらか</u>となる頃に、</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

改正後

P7

(1) 天然更新の対象樹種  
天然更新の対象樹種

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹 種 名 (広葉樹)	備 考
天然更新の対 象樹種	アカマツ等	クヌギ、コナラ、ケヤキ、シデ 類等	

P8

## (ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

②天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立数に 10 分の 3 を乗じた本数 (ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、**成長**を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等)の高さ)に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。) に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。

③引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数 (ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、**成長**を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等)の高さ)一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。) 以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。

改正前

P7

(1) 天然更新の対象樹種  
天然更新の対象樹種

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹 種 名 (広葉樹)	備 考
天然更新の対 象樹種	アカマツ	クヌギ、コナラ、ケヤキ、シデ 類等	

P8

## (ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

②天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立数に 10 分の 3 を乗じた本数 (ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、**生長**を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等)の高さ)に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。) に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。

③引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数 (ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、**生長**を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等)の高さ)一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。) 以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。

改正後	改正前
<p>(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高</p> <p>更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、<b>成長</b>を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。</p> <p><b>P11</b></p> <p>イ 育成単層林施業</p> <p>(ウ)枝打ち</p> <p>枝の切断作業にあたっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、枝打ちの実施時期は、<b>成長</b>休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに行うことを基本とすること。</p> <p><b>P13</b></p> <p>(1) 水源の涵養の機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>ア 区域の設定</p> <p>ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の<b>評価</b>区分が高い森林とする。</p> <p><b>P17</b></p> <p><b>2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法</b></p> <p>【別表2】</p> <p>※森林経営計画が認定されている場所もしくは森林循環に資する花粉発生源対策事業で主伐を行う場所等においてはこの限りではない。</p>	<p>(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高</p> <p>更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、<b>生長</b>を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。</p> <p><b>P11</b></p> <p>イ 育成単層林施業</p> <p>(ウ)枝打ち</p> <p>枝の切断作業にあたっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、枝打ちの実施時期は、<b>生長</b>休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに行うことを基本とすること。</p> <p><b>P13</b></p> <p>(1) 水源の涵養の機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>ア 区域の設定</p> <p>ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の<b>表価</b>区分が高い森林とする。</p> <p><b>P17</b></p> <p><b>2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法</b></p> <p>【別表2】</p> <p>(追加)</p>

改正後	改正前
<p><b>P 2 2</b></p> <p><b>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項</b></p> <p>(1) 生産・加工・流通体制の整備</p> <p>本町における素材の流通・加工については、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が課題である。</p> <p>このため、間伐等の集約化施業の計画的な実施により数量の確保を図り、<u>東京の木多摩産材</u>を安定的に供給しえる体制の整備に加え、<u>東京の木多摩産材の認証制度の運用及びブランド化</u>について関係機関と連携し、推進するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 未利用木質資源の有効活用の推進</p> <p>林地残材や製材過程で発生する端材など未利用木質資源の有効活用を推進するため、<u>エネルギーやマテリアルへの利活用</u>について町の総合的なビジョンの中で検討して行くこととする。</p>	<p><b>P 2 2</b></p> <p><b>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項</b></p> <p>(1) 生産・加工・流通体制の整備</p> <p>本町における素材の流通・加工については、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が課題である。</p> <p>このため、間伐等の集約化施業の計画的な実施により数量の確保を図り、多摩産材を安定的に供給しえる体制の整備に加え、多摩産材認証制度の運用・<u>定着</u>について関係機関と連携し、推進するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 未利用木質資源の有効活用の推進</p> <p>林地残材や製材過程で発生する端材など未利用木質資源の有効活用を推進するため、<u>木質バイオマスエネルギー利用やマテリアル利用</u>について町の総合的なビジョンの中で検討して行くこととする。</p>
<p><b>P 2 3</b></p> <p><b>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b></p> <p>1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法</p> <p><b>3 林野火災の予防の方法</b></p> <p><u>山火事による森林被害を防止するため、林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。</u></p>	<p><b>P 2 3</b></p> <p><b>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b></p> <p>1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法</p> <p><b>3 林野火災の予防の方法</b></p> <p><u>森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、入山者の増加等に伴う林野火災の発生防止対策を推進する。</u></p>

改正後

P 2 4

## V その他森林の整備のために必要な事項

## 1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
平井	2～8、42～45	<u>219.28</u>
北大久野	26～41	<u>740.34</u>
三ツ沢・羽生	1、9～25	<u>941.72</u>

※上記の森林の区域については、付属資料の市町村森林整備計画概要図(3)に図示する。

改正前

P 2 4

## V その他森林の整備のために必要な事項

## 1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
平井	2～8、42～45	<u>315.31</u>
北大久野	26～41	<u>647.24</u>
三ツ沢・羽生	1、9～25	<u>941.38</u>

※上記の森林の区域については、付属資料の市町村森林整備計画概要図(3)に図示する。